

ICOMOS JAPAN INFORMATION

JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

目次◆CONTENTS

- はじめに／西村幸夫 01
From the President／Yukio NISHIMURA
英語サマリー／内藤秋枝ユミイザベル 02
Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA
石井昭先生を偲んで／山田幸正 03
In Memory of Prof. Akira ISHII／Yukimasa YAMADA
惜別 金関恕先生／岡村勝行 05
Farewell, Prof. Hiroshi KANASEKI／Katsuyuki OKAMURA
2018年次第1回拡大理事会報告(3/3)／山田幸正 06
The Executive Board Meeting 3rd March 2018／Yukimasa YAMADA
教育遺産世界遺産登録推進協議会との意見交換会、水戸・弘道館および足利学校・鎌阿寺の視察／
山田幸正 11
Exchanging Opinions with the Educational Heritage and World Heritage Registration
Promotion Council, Visits to the Kodokan in Mito, Ashikaga Gakko and Banna-ji temple／
Yukimasa YAMADA
2018年度 日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞候補の募集について／苅谷勇雅 12
Call for Candidates: Japan ICOMOS Award and Japan ICOMOS Encouragement Awards
2018／Yuga KARIYA
文化財保護法改正説明会について／藤岡麻理子 14
Briefing on the Amendments to the Law for the Protection of Cultural Properties／Mariko FUJIOKA
文化財保護法の改正について／崎谷康文 15
About the Amendments to the Law for the Protection of Cultural Properties／Yasufumi SAKITANI
「文化芸術振興議員連盟 第8回文化行政の機能強化に関する勉強会」での日本イコモスの意見発表について／苅谷勇雅 17
Japan ICOMOS' Comments at the 8th Study Meeting for the Strengthening of Administration of Cultural Affairs, by the Association of Parliament Members for the Promotion of Arts and Culture／Yuga KARIYA
イコモス本部への年次報告／西村幸夫・常木麻衣 19
Annual Report to ICOMOS／Yukio NISHIMURA, Mai TSUNEKI
SDGs(持続可能な開発目標)とイコモス／岡橋純子 20
SDGs (Sustainable Development Goals) and ICOMOS／Junko OKAHASHI
若手専門家作業部会キックオフミーティング／山田大樹 21
Emerging Professionals Working Group Kick-off Meeting／Hiroki YAMADA
世界遺産「グラン・ベギナージュ」とICOMOS／田原幸夫 22
The "Grand Beguinage" World Heritage Site and ICOMOS／Yukio TAHARA
錦帯橋シンポジウム「構造と美—世界遺産としての価値」／岡田保良 25
Kintaikyo Bridge Symposium "Structure and Beauty - Values as World Heritage"／Yasuyoshi OKADA
「日本の20世紀遺産20選」のその後の反響について／後藤 治 26
Echoes on the "Selection of the 20 Symbols of Japan's 20th Century Heritage"／Osamu GOTO
肥薩線選定記念シンポジウム／矢野和之 27
Symposium on the Selection of the Hisatsu Line Railways／Kazuyuki YANO
文化的景観としての皇居外苑の再生に関する提言／第18小委員会 28
Proposal for a Rehabilitation of the Imperial Palace's Gaien (Outer Garden) as Cultural Landscape／The 18th Sub-Committee (Cultural Landscapes)
イコモス「リコンストラクション」ワーキンググループ活動報告：被災した文化遺産の復興を考える／マルティネスアレハンドロ 32
Report of the ICOMOS "Reconstruction" Working Group Activities: Reflections on the Reconstruction of Cultural Heritage Affected by Disaster／Alejandro MARTINEZ
UNITAR Hiroshima世界遺産研修 2018—持続可能な開発と世界遺産／内藤秋枝ユミイザベル 32
UNITAR Hiroshima World Heritage Training Series 2018 Alumni Roundtable- Sustainable Development and World Heritage／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA
自著を語る『県都物語—47都心空間の近代をあるく』／西村幸夫 35
Newly Published Book told by its Author "Ken-to Monogatari: 47 Toshin Kuukan no Kindai wo Aruku"／Yukio NISHIMURA
新入会員の声 Voices from New Members 36
北村美和子／ジラルデッリ青木美由紀／関澤 愛／藤田康仁／山本大輔
おしらせ Announcements 37
事務局日誌 Diary 38

10期—10号



2018.6.13



はじめに
西村幸夫

前野まさる 画

昨年1月末に日本から推薦書が提出されていた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺跡」について、5月の連休中にイコモスより「記載」の勧告が出されたことはすでにマスコミでも種々報道されており、会員の皆様もよくご存じのことだと思います。関係者の皆様もほっと胸をなでおろしておられることと思います。

2015年に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書をユネスコに提出したものの、イコモスとの事前協議において禁教期に重点を絞った推薦をおこなうべきとの指摘を受け、イコモスの勧告が公表される前に推薦を取り下げていたものでした。その後、推薦書の改訂に関して、イコモスの専門家のアドバイスを得て、禁教期の潜伏キリシタンに焦点を当てて、構成資産も絞り、教会群よりも集落を前面に押し立てた論理へと組み替えて、再挑戦していたものでした。ある意味、推薦書の作成にあたってイコモスと締約国との新しいコラボレーションの形を示したものでもありました。

締約国が政治的にイコモスの勧告にチャレンジするのではなく、両者が協働で推薦書を磨き上げていくという新しいスタイルが定着することを期待しつつ、6月24日から始まるバーレーンでの第42回世界遺産委員会の成り行きを見守りたいと思います。

Contents of this Volume in Brief ICOMOS Japan Information 10-10

By Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

In the past months, Japan ICOMOS was greatly saddened with the loss of two eminent members: Professor Akira Ishii and Professor Hiroshi Kanaseki. Professor Ishii not only introduced the architecture of Islam to Japan, he left us the legacy of a proactive NC, through his indefatigable commitment as NC president: he has built the very bases on which our committee has been growing till this day and beyond. Professor Kanaseki and his leading attitude subtly placing archaeology beyond mere academic excellence to a level of individual responsibility, will be sorely missed by all those who knew him in Japan and internationally.

Is it a coincidence that much of the contents of this volume of our Newsletter showcases that of the Annual Report submitted to ICOMOS? It mentioned recent themes of interest and concern as the amendments to the Law for Cultural Properties, linking international and domestic issues within discussions themes, the mission of ICOMOS and members in the WH Nomination process and the need to revise the Tentative List.

The rationale behind the amendments to the Law for the Protection of Cultural Properties is the challenge to set in place new mechanisms of comprehensive involvement in the way cultural properties are administered that emphasizes local governments and communities. Our NC is committed in making sure that through the process, the rationale of the current law is not set aside but rather enriched for appropriate conservation and use in concert by all levels of governments and communities.

Themes of discussions bridging international and

national levels are promising new developments: the Reconstruction WG report presents a model case comparing principles supporting the reconstruction of the Church of Venzone and Japanese restoration principles; as for SDGs, the role of ICOMOS and heritage in their relation is being discussed with “synergy, cooperation and partnerships” as keywords.

While a proposal to interpret the Imperial Palace's Gaien as cultural landscape was proposed by the 18th subcommittee, symposia on sites selected as Symbols of Japan's 20th Century Heritage (Arita ceramics, Saijo sake breweries and Hisatsu Railways) met intense public interest in conservation and use process. In his latest book, our NC President takes readers through walks analyzing features of urban space in each head city of Japan's 47 prefectures, linking early modern and contemporary Japan.

The story of the WH Site of the Grand Beguinage of Leuven, makes links between ICOMOS' beginnings and today through Prof. Lemaire, Prof. Kono and issues of heritage in contemporary life. NC Members facilitated exchange and discussions of several sites aiming for WH and Tentative Listing: the exchange session after the board meeting introduced “Heritage of Education” and discussed how components contribute in the OUV for a serial nomination, while Kintaikyo Bridge highlighted debates on authenticity, OUV, and international acknowledgement.

Fresh and renewed starts: the Japan ICOMOS Emerging Professionals WG convened in both physical and virtual space on 18th April “Heritage for Generations”, an enthusiastic kick-off for new initiatives and diversified participation; Candidatures for the ICOMOS Japan Awards and Encouragement Awards are launched, looking forward to adding new chapters showcasing diversity and excellence in undertakings of heritage conservation.



石井昭先生を偲んで

山田幸正

さる 2 月 25 日、石井昭先生が逝去された旨、ご家族より連絡をいただきました（享年 85 才）。7 年ほど前、ささやかながら喜寿のお祝いを学士会館で催すことになり、ちょうど奥様ともども海老名市のケア付き養護施設に入居されたばかりということもあり、かなり無理をお願いして東京までお連れしました。あの時、車椅子に乗られ、研究室 OBOG と談笑される姿が最後となってしまいました。

石井先生は、昭和 36（1961）年 4 月の着任以来、平成 9（1997）年 3 月まで 36 年間、東京都立大学で日本建築史と東洋建築史の教鞭をとられました。長くおそばに居ながら、ご自分からあまり昔話をされることもなく、またご案内の通り、あまりそうしたことをお聞きできるような雰囲気の方でもなかったのですが、藤島亥治郎先生のもとで、平泉・中尊寺と大阪・四天王寺での調査のことを懐かしそうに話しておられたことは鮮明に思い出されます。毎年 3 月初めの恒例行事として、伊勢神宮を皮切りに、10 日あまりかけて奈良と京都の古建築をめぐる関西建築見学旅行では、まさに雨が降ろうが、雪が舞おうが、一日中歩き回った夕方になろうが、学生らに解説する声には変わらぬ張りがあり、また宿に戻っても、夕食後、毎夜夜中まで行われる「反省会」でも、建築の話を実に熱く力強く語っておられました。このことは卒業生なら誰でもが印象深く記憶していることと思います。こうした日本建築史への強い思いの一方で、昭和 37（1962）年、タンカー出光丸に乗船してイランに赴いて以来、それまであまり知られていないかった中東地域の建築や都市の調査研究を始められ、東洋建築史のなかにイスラーム建築史という新しいジャンルを我が国に持ち込んだ開拓者でした。

そしてなにより、日本イコモス国内委員会において、昭和 54（1979）年の創設当初から尽力されました。私の最初のイコモスとのかかわりは、その頃会計担当であった先生の指示で、会員の宛先ラベルをワープロで作成し、封筒に貼る作業でした。先生は、

平成 7（1995）年から 2 期 6 年間、国内委員会の委員長を引き受けられました。この時創始され、今に繋がっているのが「イコモスインフォメーション誌」です。その最初の号は「第 3 期第 1 号 1995 年 8 月 1 日発行」で、当時は投稿者が各自ワープロで作成したカメラレディーの原稿を集め、コピーし、製本するというまったくの手作業によるものでした。しかし、内容としては今とほぼ同様で、理事会や総会の報告、国際イコモスや関連会議などの動向、会員の皆さんの活動報告で、これら各種情報を、書式などはかまわず、ともかく広く会員に周知することが大事だとおっしゃり、ひたすら原稿依頼をし、ご自身も毎号巻頭言を含め記事を書かれました。第 2 号（1995 年 11 月 1 日発行）の巻頭言で、「身近な努力目標の一つは、全会員間の情報交流を活発化することです。（略）会員の皆さんには、受信者としてお読み下さるだけではなく、むしろ発信者として進んで記事をお寄せ下さるようお願いします」と記されています。また、「私はとくに理事の方々に、ボランティア精神を發揮して日常の会務を積極的に分担して下さるようお願いしました」と、口癖のように「働く理事会」を標榜され、陣頭指揮されていました。さらに同号で「異論があるかもしれません、私は、イコモス内部の ISC に、もっと幅広く、わが会員が参加すべきであろうと考えます」と書かれていた通り、その後、当時の事務局の態勢を踏まえ、少しづつ会員を増やすなかで（2 年間を目途に会員数（1994 年末で会員数 126 人）の 1 割を限度とする増員の方針）、国際的な活動をにらんで、それまで手薄であった専門分野・職業分野に属する意欲的な人材を取り込まれ、いくつもの ISC に日本代表を送り込まれました（当時、15 の ISC のうち、日本から参加していたのは、まだ Wood ほか 4 つのみでした）。ちなみに、1997 年 4 月、ドイツ・ワイマールで開催された法律問題の委員会 ICLAFI の設立準備会合に、かなり強引にお願いして参加いただいたのが、昨年 12 月のイコモス総会でめでたく会長に選出された河野俊行先生でした（インフォメーション誌 10 期 9 号 35 頁）。

委員長時代の先生が最も頭を痛めていた問題が国

内委員会事務局のことでした。当時、渡辺保弘氏が主宰されていた（株）文化財工学研究所に寄寓し、所員の我妻綾子さんという方がおもに対応されており、先生からの電話での指示が長時間にわたるなど、いろいろと愚痴をお聞きするたびに、彼女を宥め、慰めていた自分がいたことを、今となっては懐かしく思い出します。年々会員が増え、活動の範囲も広がるなかで、渡辺さんや我妻さんにはかなりのご負担をかけていたわけです。なんとか矢野和之氏の（株）文化財保存計画協会に事務局を引き受けさせていただくことになり、それをもって、前野まさる先生に委員長の任を引き継ぐことができたことは、傍で見ている者からしてもほっと胸をなでおろす思いでした。

その後、石井先生が取り組まれたことは、ブルガリアのプロヴディフ旧市街保存地区内文化財建造物修復事業でした。発端は委員長時代の1996年10月にソフィアで開催された第11回国際イコモス総会に始まる地元ブルガリア・イコモスとの交流で、その一環として日本・ブルガリア両イコモス国内委員会の共同事業と位置づけられ、2001年9月に第5小委員会が設置され、そこで当事業にかかわる諸般の実務を担当することとなりました。2003年7月、プロヴディフ旧市街にある19世紀中期の8棟の木造建造物修理工事が「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」の供与対象として正式採択されました。当初は2003年10月着工で3年間の工期とされました。工事が完了したのは、結局、2008年2月頃となつたと聞いております。その間、何度もブルガリアに赴き、ユネスコや日本・外務省をはじめ、ブルガリアのイコモス、文化省、プロヴディフ市や旧市街管理事務所など、多方面との交渉や会議などを重ねることになり、2004年3月には当事業による貢献に対して、プロヴディフ市より名誉市民の称号を授与されました。2007年5月に平泉の見学会でお会いした際、「深夜、ユネスコの担当者と電話交渉中に、軽い脳梗塞を発症し（あまりの内容に激怒されたようです）、その後遺症で足が思うように動かなくなつた」と聞き、驚くとともに、文字通り、命を削るようなことをされていたのだと強く感じた次第です。

建築をはじめまさに様々なことを身をもって教えていただいた私のことについては、今ごろ、先生は、苦虫を噛み潰したようなお顔をされていることと身を縮める思いですが、晩年まで文字通り、身も心も捧げられたイコモス、なかんずくイコモス国内委員会のことについては、きっと満足され、満面の笑みでおられることと思います。

合掌



惜別 金闇恕先生

岡村勝行

3月13日、金闇恕先生が90歳でご永眠された。4年前に体調を崩されたが、一昨年、京都で開催された世界考古学会議（WAC-8）晩餐会では、世界から集まった考古学者を前に元気な姿を披露され、一同安心したものだった。突然の訃報に、巨星墜つ、の感慨とともに、あの笑顔をもう拝見できないと思うと深い悲しみに襲われた。

学史に残る土井ヶ浜、東大寺山古墳の調査や、イスラエルの聖書考古学の活動、弥生文化研究をリードされた数多くの論考、編著書、また、池上曾根、吉野ヶ里などの保存など、先生の経歴、業績については多くのメディアで取り上げられている。ここでは個人的な体験を述べさせていただきたい。

先生との出会いは1983年。非常勤講師として一年間、考古学普通講義を受けた。内容はまさに「考古学とは何か」。射程は欧州、オリエントはもちろん、中国、アメリカまで及んだ。今も手元に残る試験問題には「Newton, C.T の the great archaeology とは何か」、「仮にもエジプトで「第 XV Ⅲ 王朝 47 年に Sothis が民衆暦 11 月 15 日に現れた」ことを示すような記録が見出されたとするならば、第 XV Ⅲ 王朝の開始は紀元前何年になるか。計算法と結果を記せ」、「王国錐の「生霸・死霸考」を説明せよ」など、10 問か

らなる。当時も出来悪く、理解は及ばないながらも、学の奥深さに触れた感覚が強烈に刻まれている。以来、先生は私にとって「ほんまもん」の学問、大学者のモデルとなった。自分が教える段になって、その大きさを再確認し、何度お会いしても、緊張感は解けなかった。

二度目は、2006年1月に開催された世界考古学会議（WAC）中間会議の大阪大会。先生に実行委員長をご快諾いただき、大会は27か国350名の参加者を得て、大成功を納め、10年後の京都大会を導くこととなった。思い出すのは、実行委員長の就任をお願いした頃、「岡村さん、もし仮に大会にまったく人が来なかつたら、どれくらいの損失になりますか？」。根拠薄弱な私の答えにも、「わかりました」と深く頷かれ、責任者たるもの覚悟・姿勢を学ばせて頂いた。ユーモア溢れるお話は数知れず。なかでも「考古学者のタイプは、人間とサルに分かれる。サルはなぜ考古学をするのか、自分に問わないが、人間は問う。私は人間（タイプ）なので、なぜ自分が考古学をするのか、問いかながら、考古学をしてきた」。このシャープな考古学者分類は、先生の盟友、水野正好先生を思い浮かべると合点がいくが、自分はどこにいるのか、人間とは何か、に通じる姿勢は、先生の戦争・戦役体験も影響しているのかも、とも感じた。

世界の遺跡、考古学、考古学者を自分の目で見て、読んで、考えた、身体のある考古学。学問の奥深さを語りながらも、自己への問い合わせを忘れない、古き良き時代のアカデミズムの体現者であった。ワインと音楽、そして学問をこよなく愛された先生は、世界中の考古学者から愛され、訃報はクレア・スミス WAC 前会長によって世界に発信された。彼女が総編集した『グローバル考古学百科事典』の Prof. Hiroshi Kanaseki の頁が添えられて。



写真 WAC 大阪のパーティのひとこま。5大陸の参加代表者、クレア・スミス会長（金闇先生の右）による鏡開きの後、イアン・ホーダー博士（中央）による乾杯。2006年1月。

2018年次 第1回 拡大理事会報告

2018年次第1回拡大理事会が去る2018年3月3日（土）14時20分から17時20分まで、水戸市三の丸ホテル4階テスラで開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：岡田保良、苅谷勇雅、前田耕作、理事：石川幹子、土本俊和、友田正彦、花里利一、増井正哉、益田兼房、山田幸正、山名善之、監事：赤坂信、崎谷康文、事務局長：矢野和之、小委員会主査：伊東孝、岩崎好規、山崎正史、ISC委員：岩淵聰文、大野渉、石崎武志、幹事：館崎麻衣子、尾谷恒治、藤岡麻理子、森朋子、事務局：常木麻衣の26名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

北村 美和子 (きたむら みわこ)	東北大学工学科	災害後のコミュニティ再生	益田兼房・ 矢野和之
----------------------	---------	--------------	---------------

2) 退会者

個人会員5名の退会が承認された。

個人会員 5名

氏名	専門分野	退会理由
宋 知苑	Heritage Interpretation&Management	一身上の都合
五味 盛重	建造物保存	一身上の都合
篠野 志朗	建築史・都市史	一身上の都合
菊池 誠一	ベトナム考古学	一身上の都合
岡田 真弓	西アジア考古学・文化遺産学	一身上の都合

日本イコモス国内委員会 会員数 (今回の入退会者を含む)

個人会員 463+5-5=463名

団体会員 3団体

維持会員 18団体

学生会員 1名

刊行物の報告

1. インフォメーション誌 10期9号の刊行について

2018年3月1日付で刊行されたインフォメーション誌（全44頁）の内容について、簡単な紹介が山田理事よりなされた。

審議事項

1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員5名が承認された。

個人会員 5名

氏名	所属	専門分野	推薦者
関澤 愛 (せきざわ あい)	東京理科大学大 学院	建築・都市防火 文化財建造物の防火	苅谷勇雅・ 岡田保良
藤田 康仁 (ふじた やすひと)	東京工業大学	歴史的建造物・町並み	山田幸正・ 岡田保良
山本 大輔 (やまもと だいすけ)	島根県出雲県土 整備事務所	日本近代建築史	山名善之・ 亀井靖子
ジルデツリ 青木美由紀 (あおき みゆき)	イスタンブール工 科大学	美術史学	藤井恵介・ 山名善之

2. イベント学会「ICOMOS 総会・関西招致研究会」について

イベント産業界と関連の深いイベント学会（会長：堺屋太一）より、2018年4月に「ICOMOS 総会・関西招致研究会」という会を設置したので、日本イコモス国内委員会と連携・協力したい旨の連絡があつたことが、西村委員長より報告された。

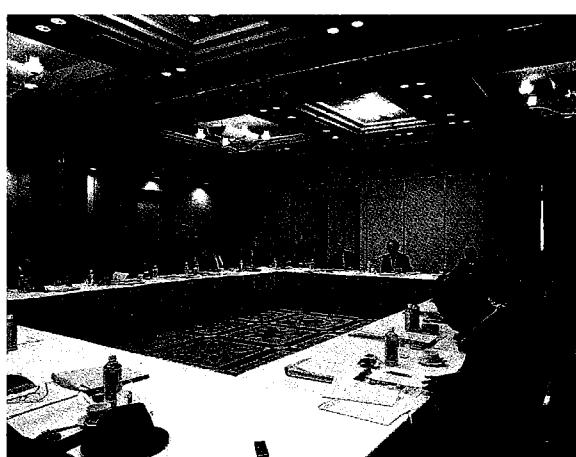


写真 拡大理事会



前回のインドに続いてというのは地域バランスの観点からも現実的ではない、国際イコモスなどに直接、要請ないし接触されることは困る、などの意見が出された。基本的に静観することとするが、一応、対外的な誘致活動などをしないように申し入れることとした。

協議事項

1. 今年度の拡大理事会日程について

ICOMOS 本部総会が 2018 年 12 月 3 日～7 日にブエノスアイレスで開催予定であることから、前回理事会で周知した拡大理事会開催日程のうち、第 4 回の日程を 12 月 15 日（土）に変更したい。つまり、次回以降、今年度の拡大理事会の開催日程は以下の通りである。

第 2 回拡大理事会：2018 年 6 月 16 日（土）

第 3 回拡大理事会：2018 年 9 月 15 日（土）

第 4 回拡大理事会：2018 年 12 月 15 日（土）

（← 12 月 8 日から変更）

報告事項

1. 国際イコモスからの報告

①2018年3月7日～9日に本部理事会が開催予定である。

②Historic Urban Landscape (HUL) に関する国際イコモスとユネスコとのフォーカルポイントを、苅谷副委員長にお願いすることで内諾をいただいた。もう1名は、オーストラリアイコモスから選出される予定である。

2. 国際イコモス総会（デリー）報告

2017 年 12 月にインド・デリーで開催された第 19 回総会には 900 人ほどの参加者があり、インドイコモスが若返ったこともあり、たいへん活発な会議となった。またアジア太平洋地域の会議にも 77 名が参加した。ただ、発議された一定の条件下での役員任期延長に関する規約改正が、投票数の 2/3 に届かず、否決されたことは非常に残念であった。なお、本誌 10 期 9 号（27～34 頁）に詳細に報告されているので、それを参照いただきたい。以上、西村委員長より報告された。

3. 法人化の進捗報告

尾谷幹事より、日本イコモス法人設立スケジュールについて説明された。今後、6 月頃を目途に英語版定款の国際イコモス承認、9 月に新法人の設立、12 月の今年度総会で旧日本イコモス国内委員会の解散と、新法人への会員全員の移行が行われる予定である。

4. 名勝奈良公園における 2 地区の整備活用事業に関する提言について

奈良公園内の 2 カ所で県主導により進められようとしている事業について、2018 年 1 月 6 日に奈良県担当者から事業内容等の説明を受けて、県に対する提言を取りまとめ、2 月 8 日に公表した。翌日、新聞各紙でも取り上げられ、県としても真摯に受け止めていると聞く。知事公舎の建物については、3 月中に専門家らによる視察を実施し、評価などを行う予定である。上述の提言の内容およびその経緯などについては、本誌 10 期 9 号に掲載したので参照されたい（38～40 頁）。以上の通り、増井理事より報告された。

5. 「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」に対する意見について

2017年12月に発表された文化財保護法の改正にむけた第一次答申について、2018年1月27日、有志で集まり、その内容を検討した結果を取りまとめた。全体として活用中心で、市町村への負担が大きく、地域計画を策定しないと補助金が出ないなどの批判が想定される。改正法案がまとまった段階で、文化庁の担当者から説明を受ける機会を設け、意見交換したい（後日、その日程が4月16日となった）。以上の通り、苅谷副委員長より報告があった。

6. 熊本地震被災文化財支援特別委員会報告

熊本地震被災文化財支援については、日本財団の助成を受け、英文報告書を刊行、それをデリーのイコモス総会で配布した。熊本県および熊本市からは、こうした海外への情報発信に謝意が示された。技術指導の支援対象として、熊本市の吉田松花堂、本妙寺楼門、PSオランジュリなどをはじめ、益城町では皆乗寺本堂が町指定文化財として修理されることになった。日本イコモスが提案していた「歴史的風致維持向上計画」の策定が予定されているので、さらなる支援が必要とされる。矢野事務局長より、以上の通り、報告された。

7. Annual Reportについて

Annual Report of ICOMOS Japan from January to December 2017 の回答が3月15日までとなっている。Scientific Eventsとして追加事項はないか、各ISC主査に問い合わせる予定である。国内委員会の活動として、ほかに報告すべき事項や情報があれば、寄せてほしいとの要請が事務局・常木氏よりなされた。

8. 国際学術委員会（ISC）報告

◆ ISCL (Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA)

文化的景観委員会は、イコモス総会の直前、2017年12月7日と8日の両日開催され、約30名の委員が参加した。委員長および副委員長の改選があり、アメリカのPatricia O'Donnell氏が委員長に選任された。2018年の年次会合は、11月末から12月初めにアルゼンチンのメンドーサで開かれる IFLA 総会にあわせて開催される予定である。以上の通り、大野委員より報告された。

◆ CIIC (Cultural Routes)

文化の道委員会が、インド国際センターにおいて、2017年12月9日に開催された。アメリカのMichael Taylor氏が議長を務め、CIICメンバー10名のほか、ドイツのユネスコ代表Kerstin Manz氏、インドイコモス副委員長Gurmeet Rai氏を含むオブザーバー13名が参加した。2018年の年次会合は、9月25日～28日にドイツのゲルリッツにおいて開かれる EC 文化の道年次諮問フォーラムにあわせて開催される予定である。以上の通り、大野委員より報告された。

◆ ICUCH (Underwater Cultural Heritage)

第3回アジア太平洋地域水中文化遺産会議が、2017年11月27日から12月1日まで香港で開催された（詳細は、本誌10期9号37頁を参照）。以上の通り、岩淵委員より報告された。

◆ IIWC (Wood)

インドのイコモス総会において、木の建築に関する原則の改訂版が‘PRINCIPLES FOR THE CONSERVATION OF WOODEN BUILT HERITAGE’として採択され、英語のほかフランス語とスペイン語で公開されている。現在、木の委員会の会議を英国ヨークで2018年9月に開催する準備を進めている。2019年度の会議はアメリカ合衆国で開催の予定である。以上の通り、土本委員より報告された。



◆ CIVVIH (Historic Towns and Villages)

アジア地域のワーキングミーティングが北京で開催される予定であることが、苅谷委員から報告された。

◆ ISC20C (20th Century Heritage)

インドの総会にあわせて開催された年次会合で、委員長が交替したことが、山名委員から報告された。

9. 小委員会報告

◆ 第6小委員会（鞆の浦）

山側トンネル事業の調査費が計上されたことが、2018年2月7日の現地の新聞各紙で報道された旨、報告された。

◆ 第8小委員会（バッファゾーン）

今後の活動について、文化財保護法の改正の動向を踏まえ、環境保全の条項等に関する法整備についての文化審議会の検討がさらに進められていくよう、文化庁の考え方聞く。また、世界遺産に関わる動向、国内の京都などの景観保全の仕組みの改善などについて、さらに情報を集め、考え方をまとめていくことなどが必要と考えており、具体的にどのように取り組ぶべきか、意見聴取中である。以上の通り、崎谷主査より報告された。

◆ 第14小委員会（20世紀建築）

日本の20世紀遺産20選について、2017年12月の日本イコモス委員会総会で発表し、その後プレス発表したところ、各地で大きな反響があったことが、山名委員より報告された。

◆ 第17小委員会（遺産保存のための地盤及び基礎）

① 京都市南禅寺水路閣基礎変状問題

京都市上下水道局が示す実際の基礎の亀裂変状と、その推察されている原因に整合性がない。3D レーザー測量によって変状計測を実施して、さらに調査を継続する予定。

② アンコールにおける基壇盛土の真正性

アンコールにおいて、従来、擁壁に鉄筋コンクリートを用いるフランスの手法が一般的であったが、日本国政府アンコール遺跡救済チームにより、基壇盛土の真正性を保全する手法を適用するよう提唱されている。

以上、2点について、岩崎主査より報告された。

◆ 第18小委員会（文化的景観）

2018年2月20日付けで、環境大臣、文化庁長官、東京都知事あてに「文化的景観としての皇居外苑の再生に関する提言」を送った旨、石川主査より報告された。

◆ 第19小委員会（リcontres）

2018年2月16日にTKP市ヶ谷カンファレンスセンターで開催された第22回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会で、リcontresに関する最近の国際動向とイコモスの取り組みについて、河野国際イコモス会長が講演、アレハンドロ氏と森幹事が事例報告を行った。また、3月31日（土）に岩波書店一つ橋ビル地下1階会議室で日本イコモスの研究会を予定していることが報告された。

◆ 第21小委員会（彦根 IcoFort）

2018年10月23日～26日（27日エクスカーション）に彦根市において、城塞軍事遺産に関するイコモス国際学術委員会（IcoFort）の国際会議が開催されることが周知された。

10. 後援依頼について

日本イコモス国内委員会宛に前回理事会以降に以下の後援依頼があった旨、矢野事務局長より報告され、いずれも承認された。

■ 島根の近代建築フォーラム—モダニズム建築と江津市庁舎の価値を考える—

日時：2018年1月20日（土）13:00～16:20

主催：一般社団法人島根県建築士会

■講演会シリーズ「シルクロードの文化と建築」

第7回：シルクロードの原点 ペルシア帝国の夢
と神々

日時：2018年1月20日（土）13:00～17:00

主催：武庫川女子大学

■日本イコモス選定 日本の20世紀遺産【伊賀上野
城下町の文化的景観】を考える

日時：2018年2月10日（土）13:30～16:30

主催：伊賀上野まちづくり市民会議

■「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産
登録記念東京シンポジウム（案）

日時：2018年2月17日（土）13:00～15:55

主催：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進
会議

■「台湾スタディーツアー」

日時：2018年4月18日（水）～21日（土）

主催：特定非営利活動法人文化財保存支援機構

11. 会費納入状況について

2018年度分は347名が納入済みである。また、会費滞納者には、2018年1月に法人への移行のお知らせ及び滞納金額を通知し、3月末までの支払いをお願いした。以上の通り、矢野事務局長より報告があつた。なお、会費滞納者は一般社団法人への移行ができなくなるとの注意喚起がなされた。

（記録：山田幸正）



前野まさる 画



教育遺産世界遺産登録推進協議会との意見交換会、水戸・弘道館および足利学校・鎌阿寺の視察

山田幸正

2018年第1回拡大理事会が茨城県水戸市で開催されたことにあわせて、3月3日（土）午後1時から2時まで水戸の弘道館の視察が行われ、また翌日4日（日）には、午前9時から12時まで教育遺産世界遺産登録推進協議会との意見交換会が開催され、その後、栃木県足利市にバスで移動し、足利学校および鎌阿寺の視察見学が行われた。時間的な順で、それぞれごく簡単に報告したい。

まず、3日（土）午後12時半に、水戸駅前の三の丸ホテルに集合し、そこから徒歩で移動、弘道館主任研究員の小坪のり子氏による誘導・解説のもと、弘道館の正門（重要文化財）より入場した。弘道館が天保12（1841）年、水戸藩第9代藩主徳川斉昭により創建され、当時の藩校としては日本最大規模を誇り、文武両道の伝統のうえに、幕末渡来の医学や天文学なども取り入れた教育施設であったことなどが解説され、正序・至善堂（重要文化財）内を展示品も含め、室内を丁寧に見た後、梅林（文館跡）を抜け、孔子廟（復元）を見学した。さらに敷地の中央に位置する八卦堂では、そこに納められている弘道館記碑（特別史跡）について、戦争中の被災に加え、

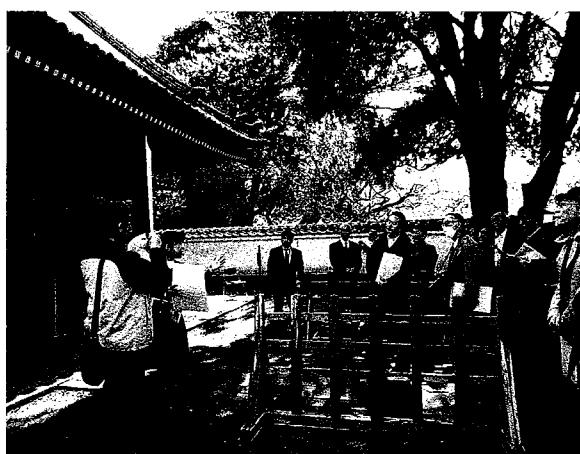


写真1 弘道館視察

2011年の東日本大震災でも大きな被害を受けたため、石崎武志委員らによって修復されたことが紹介された。

その後、再び、三の丸ホテルに戻り、同ホテル会議室で、拡大理事会を行い（本誌6～10頁参照）、18時半から高橋靖市長、七字裕二教育部長らも参加して、情報交換会が開催された。またその後、参加者の多くは、折りしも「水戸の梅まつり」の一環として、建物や梅がライトアップされている弘道館に再び足を運び、園内を散策した。会場内では、茨城大学工学部熊澤貴之研究室により制作された「藩校時代の弘道館」と題する3次元CG映像が上映されていた。

翌日4日（日）午前9時から12時まで、三の丸ホテル会議室において、茨城県水戸市、栃木県足利市、大分県日田市、岡山県備前市の4市から成る教育遺産世界遺産登録推進協議会との意見交換会が開催され、日本イコモス国内委員会からは西村委員長はじめ計25名が参加した。高橋水戸市長の挨拶のあと、岡田保良副委員長の司会進行で、途中休憩を含め3時間余り、多角的な議論が行われた。本教育遺産は、これまでの世界遺産にはない新たな種別の遺産「教育遺産」の概念を提唱しており、非常に興味深いとの意見がある一方、弘道館（水戸市）、足利学校（足利市）、閑谷学校（備前市）、咸宜園（日田市）の4つを構成資産とするシリアルノミネーションにかかわることに多くの質問と意見が出された。それぞれの教育施設は、その設立の背景や時代、規模などが異なり、「近世の教育遺産」としての価値をどのように



写真2 意見交換会



写真3 足利学校視察

論述していくか、それぞれの施設がその価値に対していかなる属性をもつのか、また、文化遺産としての説明に、文章だけでなく、配置図や平面図などをはじめ、物的な証明をさらに追加すべきとの意見もあった。

その後、ホテル前からバスで、お弁当による昼食をとりながら、足利へ移動した。足利では、和泉聰足利市長らの出迎えを受け、史跡足利学校研究員の市橋一郎氏の解説を受けながら、足利学校と隣接する鎌阿寺を視察見学した。「最古の学校」「坂東の大学」として知られ、1990年に江戸中期の姿で復元された足利学校（国史跡）では、学校門から入り、字降松（かなふりまつ）を見ながら、孔子廟を見た後、方丈・庫裡・書院では収蔵されている貴重な典籍はじめ展示品も含めて建物内部を見学した。ついで鎌阿寺に向かい、本堂（国宝）の後、八角の輪蔵が納まる経堂（重要文化財）内部を見学した。

水戸市および足利市での視察は、天候にも恵まれ（3月初旬にしては暑いような日和で、花粉症の方には厳しかったが）、非常に充実したものとなった。

2018年度 日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞候補の募集について —7月27日(金)応募及び推薦の締切—

薺谷勇雅

日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞は文化遺産の保護に顕著な業績を挙げた個人または団体に授与し、その功績を日本イコモス国内委員会として讃えるとともに、その成果を広く社会に広めたいとの目標を持って、2014年に創設されました。会員の自薦及び推薦によりこれまで表1のように4回の選考と授賞を行って成果を挙げています。

会員の皆さんには日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞にふさわしい業績をあげた人もしくは団体について、自ら応募、または推薦をお願いします。この表彰制度の発展は、いうまでもなく応募・推薦の内容と数にかかっています。

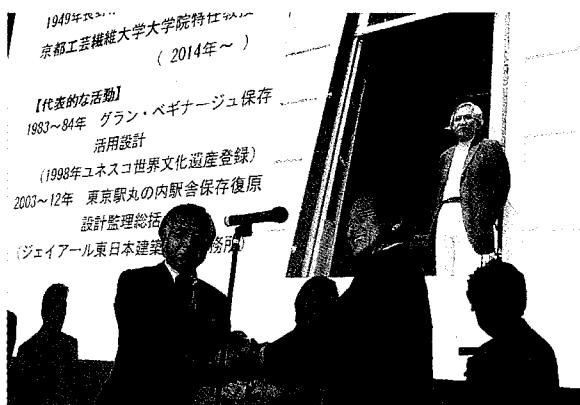


写真1 第1回（2014）授賞式の様子—田原幸夫氏



写真2 第2回（2015）授賞式後の記念写真



今年度の募集及び選考、授賞式は下記の日程で行います。募集期間が短く、たいへん申し訳ありませんが、たくさんの候補をぜひよろしくお願ひします。

応募及び推薦の締切：7月27日（金）

受賞者の決定：9月15日（土）理事会にて決定

受賞者の発表：決定後すみやかにホームページに掲

載するとともにメディアに広報

授賞式：12月15日（土）年次総会に引き続いて実施

今年度の募集要領及び推薦書式、また、これまでの受賞者等の詳細については、日本イコモス国内委員会のHPのトップページの左端の「日本イコモス賞」のバナーを選択し、参照してください。

表1 これまでの受賞者と受賞業績一覧 (敬称略。所属は受賞時)

	日本イコモス賞	日本イコモス奨励賞
第1回 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 田原幸夫（京都工芸繊維大学 特任教授） 東京駅丸の内駅舎の復原再生プロジェクトの推進 文化財庭園保存技術者協議会 日本庭園の伝統的保存技術の保護・継承と普及活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 清水重敦（京都工芸繊維大学 准教授） 『建築保存概念の生成史』の著作。
第2回 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 山出保（金沢市元市長） 金沢市の歴史的環境保全に関する長年の貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 豊川竜赫（小山工業高等専門学校 准教授） 著書『群像としての丹下研究室』及び編著『丹下健三とKENZO TANGE』にみる現代建築・都市計画史研究の業績 鳥海基樹（首都大学東京 准教授） フランスの文化遺産保護に関する一連の研究
第3回 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 西藤清秀（奈良県立橿原考古学研究所技術アドバイザー） シリアル・パルミラの葬制研究・保存修復と危機に瀕する文化遺産の国際会議の組織化と実践 特定非営利法人赤煉瓦俱楽部 舞鶴及び舞鶴市 歴史的建造物保存に関する長年の貢献と、これを通じて全国の近代建築保存の先導役を果してきた業績 	
第4回 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 大竹幸恵（長野県長和町教育委員会） 信州繩文時代黒曜石鉱山の調査研究・保存普及・体験学習に関する系統的展開活動 	<ul style="list-style-type: none"> 富永善啓（株式会社 文化財構造計画 所長） 歴史的建造物の保存活用における構造設計家としての貢献

* * * * *

2018年度 日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞 候補募集要領

日本イコモス国内委員会は、建造物、伝統的建造物群、文化的景観、遺跡である記念物及び歴史風土の保存・保全及び活用の振興をはかるため、日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞を、2014年度より授与しています。

日本イコモス賞は、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた者に授与します。

日本イコモス奨励賞は、若手研究者の育成と研究の奨励を目的として、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおおむね45歳未満の者に授与します。

下記の募集要領にて、今年度も日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞を募りますので、会員各位には2018年7月27日（金）までに審査に必要な応募・推薦書ならびに審査参考資料を添付のうえ、ご応募またはご推薦をお願いいたします。

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞 選考委員会

受賞者資格：文化遺産の保存活用に貢献し、優れた業績をあげた会員等。

部門：

日本イコモス賞…文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた者または団体

日本イコモス奨励賞…文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおおむね45歳未満の者

応募・推薦：日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞は、日本イコモス国内委員会会員が応募または推薦するものとします。ただし、受賞候補者は、必ずしも日本イコモス国内委員会会員であることを要しません。応募または推薦の際には、

応募・推薦書に、上記の業績内容を示す審査参考資料（印刷物ほか）を添え、封筒に「日本イコモス賞 資料」と朱書きした上で、「日本イコモス賞選考委員会」宛に期日までに送付してください。なお、審査参考資料は原則として返却しません。

選考：日本イコモス賞選考委員会が審査を行って受賞候補者を選出し、理事会の議決を経て受賞者を決定します。

表彰：本年度総会後の授賞式において、表彰状、賞牌を授与します。

選考委員：苅谷勇雅（委員長）、岸本雅敏、高崎康隆、田原幸夫、前田耕作

問い合わせ先：日本イコモス国内委員会事務局
(TEL03-3261-5303)
email:jpicomos@japan-icomos.org

補注

1. 日本イコモス賞において、共同研究または共同作品については、受賞候補は特にその中で業績が認められる者または団体とします。日本イコモス奨励賞は、研究者個人を対象とします。
2. 応募・推薦理由は、評価の視点が明確になるよう、応募・推薦書の書式に従ってなるべく簡潔に書いてください。
3. 審査参考資料は、応募・推薦者の論文・著書、及び関連の論文・紹介記事などとし、各3部を提出してください。これらはコピーでも可としますが、単著等の書籍はその書籍3部の添付が望ましい。なお、提出された資料は返却しません。

提出期限：2018年7月27日（金）（期日厳守）

提出先：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
(株) 文化財保存計画協会気付

日本イコモス国内委員会事務局

「日本イコモス賞選考委員会」宛

※封筒に「日本イコモス賞 資料」と朱書きして下さい。

文化財保護法改正説明会について

藤岡麻理子

2018年4月16日、文化庁より山崎秀保文化財部長、高橋宏治伝統文化課課長をお招きし、日本イコモス国内委員会拡大理事会メンバーを主な対象とした文化財保護法改正に関する説明会が開かれました。2017年5月より、文化庁文化審議会文化財分科会企画調査会において「これから文化財の保存と活用の在り方」に関する議論が進められていたのに對し、日本イコモスからは、「中間まとめ」への意見書提出等を行ってきているところです。今回の説明会は、昨年12月に第一次答申が出され、今次国会に文化財保護法改正法案が提出されていることを受け、今後も密に情報共有を行い、意見交換を進めていくよう、セッティングされました。日本イコモス側からは、西村委員長をはじめ、20名強が参加しています。

説明会は、文化庁HPにも公開されている「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要」と法律案を手元資料とし、文化庁より改正法案の概要について説明いただいた後、質疑応答となりました。

文化庁からは、文化審議会への諮問から法案の閣議決定に至るプロセスと改正内容について説明がなされました。今回の改正は約100条に及ぶ大改正ですが、その内容は、①地域における文化財の総合的な保存・活用、②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、③地方における文化財保護行政に係る制度の見直し、④罰則の見直しの4点に大きく分けられており、改正法案の内容としては、各々について、改正のポイント等が解説されました。

質疑応答では、国・都道府県・市町村の役割分担の考え方、他法令・他計画等との関係や補助金の有無、新たに設置が認められる団体・機関等の仕組みと期待される役割、活用推進の際の文化財の確実な保護の担保等、多様な観点からの意見や懸念が飛び



交い、文化庁からは補足説明が行われました。

また、改正法成立後には、文化庁において「基本方針」が文化審議会による答申を経て作成され、それに基づき、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を、市町村は文化財保存活用地域計画を各自策定することになると、「基本方針」の中に都道府県と市町村との関係や法令間の調整等、条文に書き込まれていないことも書き込んでいく予定であること等、今後の流れについても伺うことができました。

日本イコモスが重点的に意見を述べてきた文化財の周辺環境の保全に関しては、文化財保存活用地域計画自体も面的保全の観点をもつものであるものの、周辺環境保全の考え方を地域計画に入れるだけでは規制は生じないということがまず確認されました。また、今回の法改正では時間の制約と他省庁との交渉の点で難があり、バッファゾーンのような周辺環境保全のための仕組みの文化財保護法への導入は先送りになった旨説明がなされた一方で、文化財保護法とは異なる仕組みで制度設計をすることも考えられないわけではないという見解も示されました。最後に、今後の「基本方針」の作成時等、必要に応じて継続的に相互に協力していくことを確認し、2時間強にわたる説明会は終了しました。

質疑応答でも自治体間差が生じることへの懸念が多く聞かれましたが、新しい制度の利用やそれに基づく活用と保存のバランス等は、リソースの多寡や価値観の違いによって実際の状況に相違が出てくる部分も多くあると推測でき、運用のコントロールが非常に重要になってくるように感じました。

文化財保護法の改正について

崎谷康文

文化財保護法改正に至る経緯

近年、観光等の事業の推進のため、文化財の有効な活用が必要との考え方方が強まってきている。

平成28年3月の政府策定の「明日の日本を支える観光ビジョン」は、「文化財を保存優先から観光客目線での理解促進そして活用へ」と述べ、文化財を中心とする観光拠点を全国で200拠点程度整備している。平成29年6月の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2017」は、新たな有望成長市場の創出・拡大を目指し、「文化経済戦略（仮称）」を策定し稼ぐ文化への展開を推進すると述べている。「稼ぐ文化」というように、文化財の保存よりも活用を重視し、文化を経済の活性化の手段とする見方・考え方方が、政府の施策に広く浸透してきている。

このような状況を踏まえ、平成29年5月、文部科学大臣から文化審議会に対し包括的な諮問がなされた。文化審議会は、同年12月、「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方等について（第一次答申）」を行った。

文化財保護法改正案の概要

文化審議会の第一次答申の提言を具体化するため、文部科学省において文化庁を中心に法改正の検討が進められ、平成30年3月6日、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

文化財保護法改正案の趣旨は、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含む文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組む必要があり、そのため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」との説明がされている。

改正の重要な内容は大きく2点あり、第一は、「地

域における文化財の総合的な保存・活用」である。市町村の教育委員会は、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を定め、文化庁長官の認定を受けることができるようするもので、これにより、歴史的な街並み、祭礼や民間芸能、地域の工芸などを総合的、一体的に保存し、継承を図り、観光や地場産業の振興等にも積極的な活用を進めようとするものである。文化財保存活用地域計画には、基本方針、講ずる措置の内容、区域の文化財を把握するための調査に関する事項等を記載することとなっており、また、未指定の文化財について登録の提案ができることとなっている。

地域計画の策定に当たっては、都道府県の教育委員会が定める文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱）を勘案して作成することが必要であり、また、計画作成等に当たって、公聴会等により住民の意見を反映させるための措置に努めるとともに、地方文化財保護審議会の意見を聞く必要がある。文化財の関係者等による協議会を設置した場合は、当該協議会の意見を聞くことも必要となる。さらに、円滑な実施のため、現状変更の許可など文化庁長官の権限の一部を認定市町村（文化財保存活用地域計画が認定された市町村）が行うことが可能となる。

第一次答申は、国が、各地方公共団体における文化財の総合的な保存・活用に関する計画を策定する際の基本的な考え方を指針等により示し、都道府県は、国の指針等を踏まえて都道府県が大綱を定めるとするが、文化財保護法の改正案には、国の指針等に関する定めはない。ただし、文化庁の説明では、法定ではないが、文化庁として國の基本指針を定める考えであることである。

改正の第二は、重要文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、重要無形文化財等について、所有者又は管理団体は、当該文化財の保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるとの仕組みを創設するものである。個々の文化財の保存活用計画が認定を受けた場合には、当該計画に記載された範囲の現状変更については、許可を届出で

足りりるとするなど、手続きが弾力化される。

その他、市町村における文化財保存活用支援団体の指定、管理責任者の選任要件の拡大、罰金刑の引き上げ、文化財保護の事務を教育委員会から地方公共団体の長に移すことができるようになることなどが法改正の内容である。

文化財保護法改正のこれからの方針

文化財保護法改正は、今後、国会における審議を経て成立した場合、平成31年4月から施行される。

法改正の内容は、平成29年9月21日、日本イコモス国内委員会が文化審議会に対して提出した意見書を一定程度は反映していると評価できる。

しかしながら、改正の主目的は、文化財保存活用地域計画及び重要文化財等の保存活用計画の認定の仕組みを設けることで、経済の活性化等のため、文化財保護の作用のうち活用を積極的に進めようとするものであり、文化財保護政策の大きな方向転換とも言える。したがって、文化財行政等の現状から、改正後の制度の運用に際しては、文化財保護の基本を踏まえ、きめ細かな対処を徹底する必要がある。

まず、文化財保護の責任官庁である文化庁の果たす役割がますます重要になり、国（文化庁）、都道府県、市町村の担当者等の資質・能力の育成と人材確保、修理その他の関連する幅広い補助金等の財政支援措置等を着実に行なうことが不可欠であることを今一度確認しなければならない。そして、市町村によって文化財関連の人材等の実態は様々であり、画一的な対処をすることは困難であることに注意する必要がある。その上で、活用重視のために拙速に進むことは避け、文化財保護は保存が第一義であり、適切な活用によってこそ保存への理解が深まるという好循環を生むようにしなければならない。

文化財の周辺環境の保全について、第一次答申では触れられていないが、第8小委員会は、平成28年7月1日、「日本の世界遺産の保護施策の充実のため～バッファゾーンをめぐって～」（予備的提言）をまとめ、公表している。今後の適切な運用と第二次答申によって、文化財の周辺環境の保全措置が法的



に整備されることが必要であると考える。

文化財保護法の改正の国会審議は、5月11日から衆議院において始まった。今後、日本イコモス国内委員会は、今回の改正により文化財保護がこれまで以上に適正に展開されていくよう、進展状況の実態を見極めながら、専門的な立場から隨時意見を述べるなどの機会を作っていく必要がある。特に、我が国が文化遺産保護の国際趨勢に遅れることなく、むしろ先導的な役割を果たせるよう、国等を支援し提言していくことが重要であろう。

各会員それぞれの立場におかれても、今回の法改正に伴う動き等文化財保護に関する施策に関し、必要に応じ、疑問や意見を述べていくことが、文化財の保護の適切な進展につながると考える。

ありました。質疑ではほとんど美術品の売買や税制についての話題が中心となり、残念ながら法改正への意見についての直接的な質問はありませんでした。わずかに文化財の公開等についてのマネジメントの話題が出たので、矢野事務局長と私で、文化財の現場を知る人材が少ないと、ヘリテージマネージャー等の民間専門家の養成も急務であること、また何らかの資格付与等が必要であること等について発言しました。

個人的感想としては、今回の文化財保護法改正案は、必ずしも十分議論されずに、可決成立するのではないかと危惧します。その分、我が国の文化財保護について、日本イコモスの今後の役割はますます大きくなるとの思いを強くしました。

「文化芸術振興議員連盟 第8回文化行政の機能強化に関する勉強会」での日本イコモスの意見発表について

苅谷勇雅

今国会に文化財保護法改正案が提案されていますが、これに関連して、国会議員の超党派の勉強会に日本イコモスからの意見陳述を要請され、4月18日の会合に矢野事務局長と私（苅谷勇雅）が出席しました。この意見書レジメは18頁の通りですが、時日に余裕がなかったため、西村委員長、崎谷監事、岡田副委員長、益田理事、矢野事務局長及び苅谷でまとめました。

この会合は衆議院第一議員会館「国際会議室」で13時から1時間行われ、国会議員は8名（河村建夫、浮島智子、甘利明、馳浩、山本和嘉子氏等）が出席しました。他に文化庁次長、文化財部長、伝統文化課長ほか30人程度の政府関係者が陪席しました。

最初に文化庁次長から文化財保護法等の改正案について10分ほどの説明、次に矢野事務局長と私とでイコモスの紹介と意見陳述を約15分行いました。その後、全国美術商連合会事務局長の発表が10分程度

文化財保護法等の一部を改正する法律案についての意見(概要)

日本イコモス国内委員会

0. 基本的な意見

- ・日本イコモス国内委員会は、文化審議会に対して意見書(平成29年9月21日付け。別紙にその骨子)を提出した。その意見の一定程度は今回の法律改正案に盛り込まれており、敬意を表する。
- ・文化財保護は保存が第一義であり、適切な活用が保存への理解を含め、推進力となる。また、慎重さを欠く活用は文化財を消費財へ貶め、地域活性化への持続的な資源を失うことになりかねない。
- ・文化財、文化遺産保護は国際的に関心が高まっており、その推進のための国際的な協調体制が強まっている。我が国の文化財保護事業も、その潮流を踏まえ、積極的にリードしていくことが必要。
- ・文化財の周辺環境について、世界遺産関連ではバッファゾーンとして保全対象とされ、その要請内容は年々高まっている。我が国においても、世界遺産登録資産の周辺を中心に、他の文化財周辺についても、適切な保全措置が必要。下記の文化財保存活用地域計画の中で、文化財の保存・活用と共に、文化財周辺環境の保全措置が実現できるよう、財政措置等の強化を期待。

1. 文化財保護法の一部改正について

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用について

- ・市町村による文化財保存活用地域計画の策定と国の認定、計画作成や適切な運営のために関係者等による協議会の設置、文化財保存活用支援団体の設置等は、未指定を含む文化財の総合的な保存・活用にとって非常に有益。
- ・ただし、都道府県が大綱の策定や指導・助言にとどまり、積極的な役割が見えにくい。小規模な市町村では文化財保存活用地域計画の策定、協議会の設置等は大きな負担であり、県の支援強化が必要。

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しについて

- ・文化財の所有者や管理団体に個々の文化財の保存活用計画策定と国による認定は適切な保存・活用に有益。ただし、認定範囲の現状変更については事後の届出で足りるとすることについては、慎重な運用が必要。
- ・特定地方公共団体において地方文化財保護審議会を必置とすることは妥当。ただし、その委員の人才確保や適切な運営が重要。文化財保護指導委員制度の充実は重要であるが、その十全な活躍のために、役割の明確化と拡大、人材確保と総合的な専門研修の強化等が必要。

(3) 共通事項

- ・今回は大規模な法改正であり、文化財保護行政が格段に充実するものと期待。
- ・そのためには、まず文化庁が運用の基本方針を示し、執行のために必要な体制整備と財源確保が重要。
- ・じつさい、市町村の文化財保存活用地域計画、個々の文化財の保存活用計画の策定には十分な調査・検討が必要であり、国による指導・助言、認定、管理等についても膨大な業務量が発生すると想定される。また、国をはじめ地方自治体、民間団体等においても、大量の人材の確保と迅速な育成が必要であり、予算措置が重要。
- ・大災害時の文化財価値の急速な滅失に鑑み、事前の防災事業・地域防災計画の充実とともに、事後の未指定文化財等を含む緊急支援措置、とりわけ復旧基金確保等の迅速化がきわめて重要。

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について

- ・文化財保護の事務が条例により地方公共団体の長が担当できるようになることは適切。ただし、地方公共団体の担当部局が文化財保護事務についての総合的な知識や所有者等との人的ネットワークも含めて深い経験や技術を持つ必要があり、教育委員会の従前担当者の異動配置や新規担当者の十分な研修が重要。



イコモス本部への年次報告

西村幸夫／常木麻衣

例年2月にイコモス本部より年次報告の提出を求めており、今年も5月8日に提出した。今年の主な内容は以下の通りである。

- ・2017年における日本イコモスの特色ある活動のひとつとして、リcontresの議論を継続的に行ってすることが挙げられる。
- ・若手研究者の支援に関して、国際的なインターネット会議の議論に計7回参加するなど、積極的にかかわってきている。
- ・次の3つの提言を行った。

①「重要文化財絵画館への展望を損なう神宮外苑ホテル計画に関する提言」第13小委員会 2017年6月29日

②「一文化財の総合的な保護施策の確立のために一文化審議会文化財分科会企画調査会「中間まとめ」についての意見書」日本イコモス国内委員会 2017年9月21日

③「世界遺産条約の制度と最近の動向（1）」日本イコモス国内委員会 2017年12月11日

- ・国内委員会としての特別な取り組みとして、2016年4月14日に発生した熊本地震の復興を支援するため、文化財の修復に関する技術的助言を行い、修理工事の進捗状況に関する報告書を発行した。
- ・現在の遺産問題に関する国内委員会における見解として、以下の点を挙げた。

①いま日本では、有形から無形まであらゆる分野の文化財保護の法的制度を網羅した「文化財保護法」が、早ければ今年中にも全面的に改訂される予定である。その背景には、法の目的を価値の保存から活用重視の方向にシフトしようとする國の方針があり、日本イコモスは、そのような法改正が文化財保護の理念に逆行することのないよう意見書を提出し、その趣旨は改正案に一定取り入れられている。

②イコモス本部でも議論の整理を続けている文化遺産のリcontresの問題について、日本イコモスでもそのための小委員会を設置し、本部の議論に貢献するよう、さまざまな観点から討議している。

③世界遺産の登録推薦からその後の評価に至るプロセスについて、最近の国内事例や世界遺産委員会の議論を顧みながら、イコモスの使命と役割、とくに当事国とのしかるべき関係に対する認識を深めている。

④日本にとって、世界遺産の暫定候補リストの見直しが衆目を集め喫緊の課題となっているが、その選考方法には国内に既定のルールがなく、日本イコモスとしても、適切な見直しについて、文化庁や関係自治体等に対して、積極的に助言して行きたい。また他の国々とも暫定遺産事情に関して情報の交換を望んでいる。

SDGs(持続可能な開発目標)とイコモス

岡橋純子

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、以下 SDGs) とは、国連で 2012 年から三年間かけて策定された持続可能な開発のための 17 のゴールを指す。2000 年から 2015 年の間に国際規模での開発目標とされたミレニアム開発目標 (MDGs) からの教訓を活かし、あらためて 2016 年から 2030 年までの 15 年間を履行期間とし、17 のゴールに到達することを目指す。これについては国連を中心に多国間で協議し、歩みを進めつつ、指針に即してモニタリングを行うプラットフォームが設けられている。ゴール毎にその到達状況をはかるための複数のターゲットも定められ、SDGs とは厳密に言えば 17 のゴールと 169 のターゲットで成り立っている。

2015 年にニューヨークで開催された「持続可能な開発サミット」で「SDGs のための 2030 アジェンダ」(以下、2030 アジェンダ) が合意されたことにより、SDGs は正式に採択された。これまでの間のユネスコなどの働きかけによって、持続可能な開発における文化・文化遺産の役割もその範疇に含まれ、具体的には、SDG11 「sustainable cities and communities : 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする」のためのターゲットの一つである 11.4 「世界の文化遺産、自然遺産を保護すること」にそれが顕在することとなった。

SDGs にイコモスが携わっていく手段として、国際イコモスの内には SDGs タスクフォースと呼ばれるグループが設けられている。組織構造としては緩やかなものであり、2016 年の「第 3 回国連人間居住会議」(以下「ハビタット 3」、於キト、エクアドル) へ向けてのポジション・ペーパーをイコモスが発出したあたりから生成した専門家ネットワークを中心とし、次第に具体的なミッション・ステートメントを形成するようになってきている。イコモスの中でもアプローチの多様性を持つ各国内委員会や各国際

学術委員会との連携や情報共有をはかりながら、上記 SDGs ターゲット 11.4 や「キト宣言」(New Urban Agenda, 2016 年) の下、2030 アジェンダの具体的な履行方法を見出すための働きかけが試行されている。タスクフォースの議長は国際学術委員会 CIVVIH(歴史的都市・村) 議長のギリシアのソフィア・コロニアス女史が務め、フォーカルポイントとして活動的に動いているのは、トルコのエゲ・イエルドリム女史である。

2016 年 2 月に、イコモスは同年秋の「ハビタット 3」に備えて「ICOMOS Concept Note on Cultural Heritage, the UN SDGs and the New Urban Agenda」と題するポジション・ペーパーを出した。この中で、「文化や文化遺産が都市開発計画・政策に積極的に包含されることで都市部の持続可能性が高まり、2030 アジェンダに資する」ことをうたっている。2015 年の 2030 アジェンダ採択や 2016 年の「キト宣言」採択以降、イコモスはこれらの国際規範に文化遺産の分野から貢献することをその使命の一つとして抱えることとなった。

2017 年 7 月には、イコモスは「ICOMOS Action Plan: Cultural Heritage and Localizing the UN SDGs」と題する行動計画書を出している。これは、イコモス会員および文化遺産に携わるあらゆるアクターへ向け、国内レベル・地域レベル・まちレベルで SDGs に資するための、1) アドヴォカシー、2) 具体的な履行手段設定、3) モニタリングのための指標形成、の分野での活動の可能性を示したものである。

イコモスの SDGs タスクフォースは、過去一年間



HERITAGE: DRIVER & ENABLER OF SUSTAINABILITY

図 SDG11 のターゲット 4 (11.4) のロゴ



のうちに、2017年5月「都市・自治体連合（UCLG）文化サミット」（於韓国）、2017年7月第41回世界遺産委員会（於ポーランド）、2017年9月「小規模居住区、文化と開発」（於中国）、2017年10～11月「世界遺産都市連盟（OWHC）会議」（於韓国）、2017年11月「国連気候変動枠組条約のCOP23」（於ドイツ）、2018年2月「世界都市フォーラム」（於マレーシア）などの国際会議に参加し、SDGsにおける文化遺産の位置づけ、文化遺産におけるSDGsの取り込みについて、アドヴォカシー活動を続けている。

2018年7月には、ニューヨークで「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）」が、SDG11のこれまでの進捗状況をレビューすることとなっている。イコモスはこの重要な機会をとらえ、IUCNやユネスコと共に、サイドイベントの場を生かして遺産保全に関するグローバルな指針提言をおこなう意向である。なお、この他にも公認の非政府組織として国連の経済社会理事会にも参加できるよう、手続きが進められているとのことである。

4月には、アイルランドのピーター・コックス氏の主導により、アイルランドイコモスとイコモスの国際学術委員会ISCESS（エネルギーと持続可能性）の共催で「SDGsをローカライズする」と題する会議が開催され、これはアイルランドの事例と方針を多く提示する情報共有の場となった。各国イコモスの活動範疇のうちに、このようなかたちでSDGsのグローバル・アジェンダと地域課題とを結びつける対話の場がつくられることで、SDGsにおけるイコモスの役割はより具体性を増していくであろうと思われる。

イコモス内外でのネットワークを通じて活動対象としていけるのは、文化的観光、人間居住の在り方、ガバナンス、参加型で調和的な社会構築、気候変動対処、文化・自然包括アプローチ、防災・安全・レジリエンス構築、経済・予算措置、教育・キャパシティ開発、エネルギー選択といった分野である。2030アジェンダに取り組む国際的プロセスの中でイコモスのヴィジビリティーを上げていくためには、ターゲット11.4を中心とするイコモスならではの貢献分野に専念しつつも、他のゴールやターゲットが決し

て無関係ではないこと、SDGsとはゴール間での相乗効果が前提となり、分野間での協調がないと持続可能な開発は成り立たないことを認識した上で、広いパートナーシップの中で文化遺産の役割を主張していく必要があるだろう。そのためには、政策決定者や市民社会との関係において、分野を問わず共感力を高め合えるわかりやすい言葉を使って理解を深めていくことが、イコモス会員である私たちに求められている。

若手専門家作業部会キックオフミーティング

山田大樹

建築遺産・遺産国際記念日イベント「テーマ：Heritage for Generations」と連動して、「日本イコモス若手専門家作業部会（EPWG）キックオフミーティング」を4月20日に実施しました。本イベントには河野俊行国際イコモス会長、西村幸夫日本イコモス国内委員会委員長にご参加いただき、インターネットを通じた会議システムによる参加を含めて15名の参加がありました。参加者の年齢層も経験年数も幅広く、4月から働き始めたばかりの20代から、すでに多くの経験を持つ50代まで、こんなにもポテンシャルに満ち溢れた方々がイコモス会員の中に埋もれていたのだと感じました。さらに、インターネットを通じて参加された方の中には、子育てや遠方の現場に常駐のために、これまで参加できなかった方などもおり、会議システムによってもイコモスの活動に参加可能となる方々がいることを実感しました。

当日の議論では、西村日本イコモス国内委員会委員長からは各イコモス会員はいずれかのNSC（国内学術委員会）に入って活躍してほしい、河野国際イコモス会長からは若手の段階からISC（国際学術委員会）に加わって多くの経験を得てほしいと期待の言葉が寄せられました。それに対し、ISC/NSCに参加しようにもその活動内容も手続きも明文化されてい



写真 若手専門家作業部会キックオフミーティング参加者

るわけではなく、現状では ISC/NSCへの参加は敷居が高いと捉えられていることが会議参加者の発言によって共有されました。そのため、各 NSC が実際どのような活動をしているのか、どのような課題が ISC の中で議論の中心になっているのか、これらをご紹介いただく機会を得たいとの意見がありました。例えば、本年度中に既存メンバー以外も参加できる機会を各 NSC に企画していただき、その中で委員会の活動内容も含めて説明いただくことはできないだろうかとの提案もありました。この企画・開催に関しては協力したいとの会議出席者から声が上がっており、さらに委員会開催後に委員会の活動内容をイコモス HP に掲載する記事としてまとめるなど、EPWG が各委員会に対してもなんらか貢献できるかと考えています。

若手専門家（EP）の定義は、本稿執筆時点において国際 EPWG の中でも明確に定まっておりませんが、年齢で区切るのではなく、これから文化遺産保護分野に関する専門的な経験を積んでいこうとしている方を対象としています。日本の会員数は 460 名を超えていますが、これまで学術委員会に参加されていなかった会員にとっては、既存の委員会にいきなり入るのはハードルが高いと感じられるかもしれません。そこで EPWG はそのような方々が活動を始める受け皿になればと考えています。

EPWG では、今後活発な議論を積み重ね、EP メンバーから提案された企画（研究会や見学会など）を執行部のサポートを受けながら実現していきます。EPWG では、メンバー自身が関心ある内容について、EPWG を使って主体的に取り組んでいただける環境

を整えます。今回の国際記念日イベントを機に、他国の EPWG の活動も活発化してきており、日本も負けじと活動を活発化するとともに他国 EP との国際的な連携も図りたいと考えています。

さっそく、本年度 9 月の理事会後の研究会については EPWG に任せてみてはどうかと河野・西村両先生よりご提案があり、EPWG の活動の手始めに 9 月の研究会企画に取り組んでいくことになりました。9 月の研究会を始め、今後の EPWG の活動について具体的に一緒に企画・実施していただけるメンバーを募集しております。ご関心のある方は、お気軽に連絡ください。ご連絡いただいた方々をメーリングリストに加え、EPWG 内の議論を逐次共有させていただきます。このインフォメーション誌で興味を持っていただいた方を加えて、6 月下旬に 9 月研究会他、今後展開していく活動について意見交換できればと考えております。（連絡先：山田 yamada.urbandesign@gmail.com またはメーリングリスト epjp@googlegroups.com）

世界遺産「グラン・ベギナージュ」と ICOMOS

田原幸夫

昨年、河野俊行先生が日本人として初の ICOMOS 会長に就任されたことは、私個人にとっても非常に嬉しいニュースでした。それはベルギーのルーヴァンにある世界遺産の歴史的街区での懐かしい日々を、改めて思い出させていただいたからです。河野先生の ICOMOS 会長ご就任に因み、世界遺産グラン・ベギナージュへ皆様をご案内したいと思います。

グラン・ベギナージュ（大きなベギン会院）^注とは、かつてベルギー北部、フランダース地方に存在した女性だけのカトリック組織・ベギン会が造り上げた 10ha に及ぶ煉瓦造りの美しい街区です。しかしフランス革命の影響もあり、19 世紀にはベギン会は消滅、その質の高い歴史的街区はスラム街となってゆきま

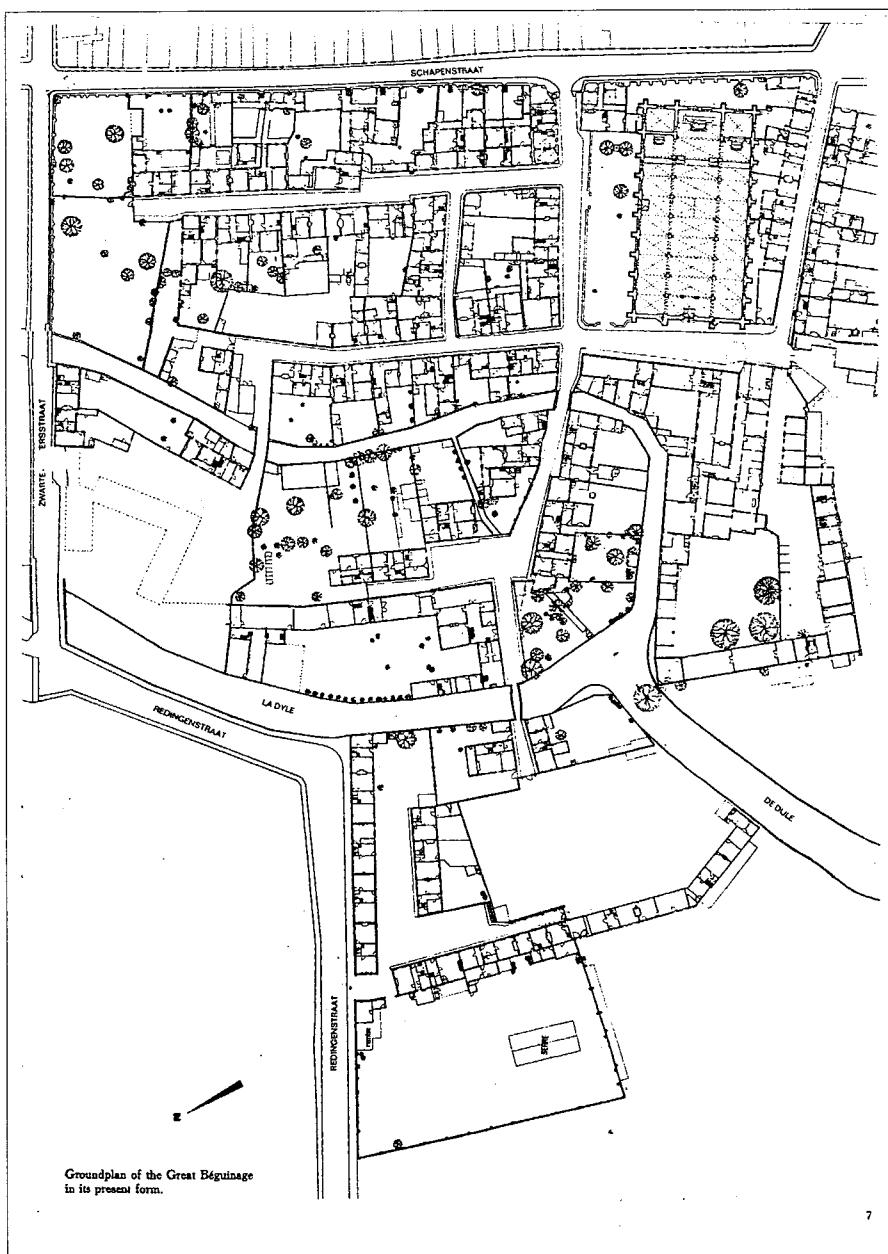


図1 グラン・ベギナージュ 街区平面図

した。そんな中で奇跡的なことが起こります。1960年代に入った頃、当地のルーヴァン・カトリック大学はこの街区を敷地ごと買い取り、学生・教員のための住居や会議施設に活用するという画期的な決断をしたのです。そして1964年から、歴史的街区を丸ごと現代の大学の施設に保存再生するという、世界でも例のない大プロジェクトがスタートしました。さて、1964年と言えばICOMOSの皆様は、「ヴェニス憲章」が起草された年であることに気づかれること

でしょう。ベギナージュにとってのさらなる幸運は、このプロジェクトの指導者が、「ヴェニス憲章」起草の中心人物であったR.M.ルメール教授(ICOMOS 2代目会長)であったことです。一方ルメール教授にとっても、憲章の起草と同時にスタートしたこのプロジェクトは、憲章の精神を実践する、願ってもないチャンスであった筈です。

筆者は1983年にルーヴァン大学大学院に留学し、ルメール教授が主宰する「歴史的都市と建築



写真1 保存再生前の状況



写真2 保存再生後の状況

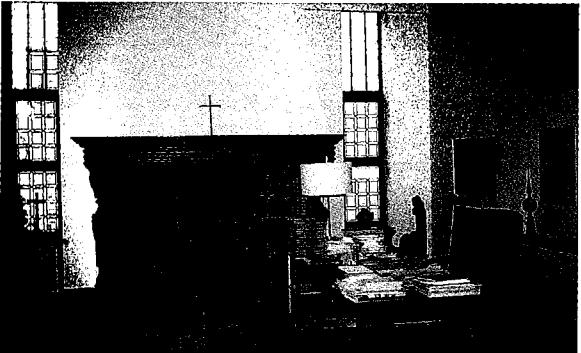


写真3 ルメール教授の研究室

の保存修復センター」に所属しながら、グラン・ベギナージュの活用設計のお手伝いをするという幸運に恵まれました。教授はこの街区の一角に研究室を構えており、ICOMOS会長として機関誌「MONUMENTVM」の編集もされていたのです。そしてこの部屋にはかつて、日本イコモスの関野先生や千原先生も訪ねて来られていたのでした。

グラン・ベギナージュの保存再生プロジェクトは、スタートから30年近くが経過した1990年に全街区の再生が完成し、1998年にユネスコ世界遺産に登録されました。しかし悲しいことに、ルメール教授は

その前年に急逝されてしまったのです。グラン・ベギナージュはまさに、Mr. ICOMOSと呼ばれた彼のライフワークでした。

完成した街区はとても美しく、文化遺産としての煉瓦の建築群が現代の学生の街として見事に蘇っています。そしてこの街区にはその後、ルーヴァン大学で研究活動をされていた河野先生がお住まいであったことを知ったのです。河野先生に当時のお部屋の思い出を伺ってみると、大きな建物の2階を丸ごと借りていて、暗かったがとても貴重な体験でした、と話してくださいました。確かに建物の室内は昼間でも暗く、快適な現代の生活空間とは言えないものです。実はベギン会時代の建物の窓は、この地方の代表的なクロスウインドウ（ライムストーンの方立と無目により十字形にデザインされた窓）でしたが、19世紀の住人たちは、室内により自然光を取り込むために大きな窓に改変していました。しかしルメール教授は、窓をベギン会時代のデザインに戻すことで、ベギナージュのオーセンティシティが回復すると考えたのです。ここに歴史遺産を現代の生活に活用する場合の根本的な課題があります。歴史的な価値と現代の生活空間としての快適性・機能性をどうしたら両立させができるか、という課題です。これに簡単な答えではなく、対象の建物の歴史や守るべき価値を明らかにし、正しいプロセスで個別解を模索するしかない、というのが実務家としての筆者の現在の結論であり、保存活用デザインにおける永遠のテーマであろうと考えています。

ICOMOSの先人たち、そして河野ICOMOS会長の思い出も残されているグラン・ベギナージュに、是非一度立ち寄られては如何でしょうか。

注：グラン・ベギナージュ（Grand Beguinage）はフランス語。現地のオランダ語（フラン語）ではGroot Begijnhof。

参考資料：『世界遺産 フランダースのベギナージュ』2002年・彰国社、『建築の保存デザイン－豊かに使い続けるための理念と実践－』2003年・学芸出版社、『世界の建築・街並みガイド4』2012年・エクスナレッジ（共著）



錦帯橋シンポジウム 「構造と美—世界遺産としての価値」

岡田保良

岩国市では地元の宝「錦帯橋」の世界遺産登録を目指す動きが、10年余前の暫定リスト公募以来、再び活気を帶びている。2016年11月に市が主導して「錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会」を設立。翌年7月には登録推薦書概要をまとめ、つづいて日本イコモス後援で標記シンポジウムの開催に至る。11月12日午後、観光ホテルの会場には200人余の市民がつめかけ、開会のあいさつには知事、市長と並んで、かつて錦帯橋を完成させた藩主の嫡流吉川重幹氏が登壇。市の歴史と市民の関心の高さを実感させた。

稀代の名橋の完成は1673年（延宝元年）。彼らは、城と町場とを隔てていた錦川に「流されない橋を」との願いを込め、200mの川幅に前例のない木造のアーチ架構を連ねてかけ渡すというはなれ技をやってのけた。川中4か所に石積みの橋脚を置き、中央3連がアーチ橋、両端はやや緩い反りをもつ桁橋構造となっている。とはいえ洪水は繰り返され、各反橋をつ

ないだ橋脚の脆弱性もあって、創建から現在に至るまで、5橋のうち最も少ない第5橋で11回、最多の第4橋では18回の架け替えが記録されている。最近では、2002年から2年余をかけて「平成の架け替え」が行われた。こうしたことが、その形状と近傍の景観が大正年間に名勝指定される一方、構造物としての橋が重要文化財指定されない理由とされる。しかし、そこに採用されている架構法については、1699年の架け替え時に作成された詳細な縦断面図が保存されており、稀有な木造アーチ構造の確かさを今に伝える。

シンポジウム前半は、「世界遺産の今と錦帯橋」と題する講演を筆者が担当。決して錦帯橋の価値を主張する立場ではなく、わが国近年の世界遺産登録事情を振り返るとともに、錦帯橋の暫定リスト登録に向けて、その真実性での問題をいかに克服するか、また17世紀半ばに達成された木造アーチ橋工法について国際的評価をどう獲得するか、といった課題の克服を訴えた。

後半は「錦帯橋のOUVについて」をテーマとするパネルディスカッション。コーディネーターには岩国市の錦帯橋世界文化遺産専門委員会委員長を務め

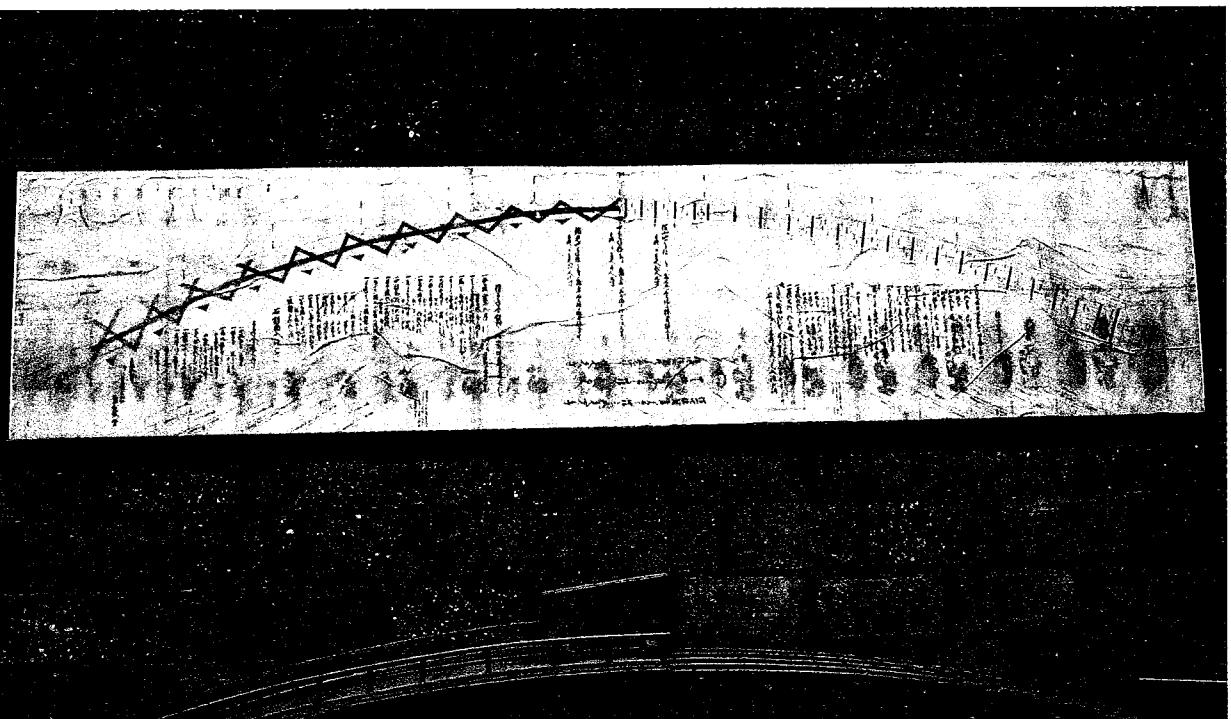


写真1 「元禄十二年反橋図」（岩国微古館所蔵）

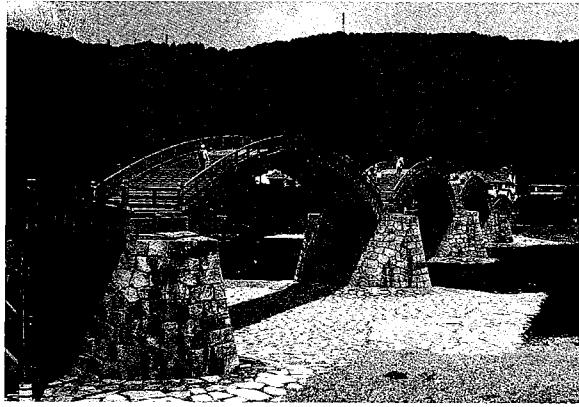


写真2 錦帯橋（上流側）

る小林一郎熊本大学大学院先端科学研究院特任教授、パネリストに腰原幹雄東京大学生産技術研究所教授、佐々木葉早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授、本田秀行金沢工業大学環境・建築学部環境土木工学科教授が席を連ね、筆者も加わった。

ディスカッションの口火は小林氏。昨年まとめられた推薦書概要版案の紹介、とくに採用するべき登録基準の根拠として「錦帯橋式リブアーチ」と呼ぶべき伝統工法の概要を示し、その技術が現代に確実に伝わっている点を強調した。「橋の構造屋」と自称される本田氏は、錦帯橋のアーチ特性を、大月の猿橋など伝統的な刎（はね）橋として知られる工法と比較したうえで、その匠の技を解説。つづく腰原氏は建築の木構造が専門。中国地方に多くの城郭や社寺などの建設と時代を同じくすることから、錦帯橋の技術的背景には野太い木構造の成熟と、それに加えて巻金の多用、災害に対応する木造文化の価値も重視すべきとの見方が示された。最後のコメントは景観工学の立場から佐々木氏。錦帯橋の美しさの源について、反橋の木部ばかりでなく、どっしりと据えられた橋脚の石積み、さらには巻金という鉄部とが、異なるものの調和をもって「美」を奏でるのである、との自説が披露された。最後に小林氏が、国内法の名勝としての指定が世界遺産としての価値を保存する根拠として十分か、形や技術、日本の木造文化の価値観というものを推薦書のなかできちんとまとめてゆきたいとして議論を締めくくった。

「日本の20世紀遺産20選」の その後の反響について

後藤 治

日本イコモス国内委員会は、昨年12月に「日本の20世紀遺産20選」を発表しました。発表にあたって、遺産の所有者等や遺産が所在する関係自治体等には、事前に連絡して了承を得るような手続きはとりませんでしたが、各地で概ね好意的に受け止められることは、前号でも紹介した通りです。とくに、いくつかの自治体からは、委員会関係者を現地に招き、シンポジウム等が開催されるなど、本発表を契機に、遺産の保存活用を進めようとする活動が加速しており、選定に関わった関係者として、非常に喜ばしいことだと感じています。

私は、「有田の文化的景観」「西条の酒造施設群」との関係で、佐賀県の招へいで有田町で講演を行い、東広島市の招へいで同市で行われたシンポジウムに参加しました。ここでは、その報告をしたいと思います。

有田では、1991年に中心街の街並（有田町有田内山伝統的建造物群保存地区）が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その保存の取り組みが続けられています。その一方、陶磁器産業の縮小、地域の少子高齢化をはじめ、近年、多くの課題が表出してきています。そうしたなか、2016年に有田焼創業400年を迎、同時に有田を含む周辺地域一帯が「日本陶磁のふるさと 肥前」として日本遺産に認定されたことを契機に、地域での新たな取り組みを模索しているところでした。そのため、今回の20世紀遺産選定の内容を、今後の取り組みに上手く取り入れていきたいという声が、地域の方々から多く聞こえてきました。

東広島市の西条地区には、蔵元8軒があり、酒造施設等を中心に国の登録有形文化財への登録が進められています。市では、景観条例による施設の維持保全等に支援をしていますが、近年、周辺でのマンションの開発が盛んで、業務を取りやめる蔵元があ



るなどの課題が表出しています。市では、現在、歴史文化基本構想の策定に取り組んでおり、今回の20世紀遺産の選定が、市の取り組みの方向を後押しするものであることや、伝統的建造物群保存地区として地区の保存に取り組む必要性があることなどの意見を、関係者からうかがうことができました。

有田、西条は、ともに産業（製陶業、酒造業）と関連する地区で、お互いの地区で交流を持ちたいという意見や、世界の関係する地区と交流したいという意見もありました。両地区は、19世紀以前からの産業景観が、20世紀に引き継がれ、20世紀に新たな遺産が加わり、全体として価値ある遺産が良好に保存され濃密に存在する地区として、今回の「20世紀遺産20選」に選定されました。その点に関する理解は、今回の訪問を契機に、関係者の間で深めることができたと感じています。

肥薩線選定記念シンポジウム

矢野和之

日本イコモス国内委員会は、ISC20世紀建築委員会から依頼された「日本の20世紀遺産20選」を選定し公表した。その後、選定された遺産の地元では大きく取り上げられ、記念シンポジウムなどが開催された。熊本県人吉市でも、肥薩線が選定されたのを受け、4月7日に中小企業大学校人吉校を会場として選定記念シンポジウムが開かれた。

肥薩線は現在、熊本県八代市を起点とし、宮崎県を通り、鹿児島県隼人市を終点としているが、当初は九州を南北に貫く鹿児島本線の一部であった。明治32年（1899）着工、同42年（1909）竣工した。計画段階で八代から海岸沿いに南下する案と人吉を経由する山間部の案とがあったが、防衛上の見地から山間部案が選ばれた。地形上、トンネルと橋梁の続く難工事で、球磨川を渡る鉄橋などはアメリカ製で海外からの資材も使われている。昭和2年（1927）に海

岸側に新たな路線が完成し、本線から支線へと変わり、肥薩線という名称となった。新たな施設投資がなかったため、当初の施設がそのまま残り、スイッチバックやループ線、機関庫やターンテーブルなども現役で稼働している。加えて、車窓の球磨川の景色も素晴らしい。

選定理由は、「黎明期鉄道技術（英・米・独）の日本の展開」で世界遺産の評価基準に当てはめてみると、(ii) (iv) (v) としている。

主催は、肥薩線日本の20世紀遺産選定記念シンポジウム実行委員会で、共催が人吉鉄道観光案内人会（過去に日本ユネスコ協会連盟の未来遺産に認定を受けており、旧国鉄職員により構成、会長の立山勝徳氏は元D51の運転士）であった。鰺坂徹氏（日本の20世紀遺産20選）、矢野和之（肥薩線の素晴らしさ）、国土交通省の嶋川智尉氏（この素晴らしき肥薩の道—夢は世界へ—）の基調講演の後、前人吉市長の田中信孝氏の司会で「肥薩線の魅力と鉄道遺産によるローカル鉄道の利活用について」というテーマ



写真1 シンポジウム光景



写真2 フリーディスカッション

でフリーディスカッションを行った。

200人以上の参加があったため、会場の椅子が足りないほどで、参加者の積極的発言が相次ぎ、肥薩線の保存と活用に取り組んでいくことが確認された。

文化的景観としての皇居外苑の再生に関する 提言

第18小委員会

日本イコモス国内委員会第18小委員会（主査：石川幹子）は、2月20日付けで、環境大臣、文化庁長官、東京都知事宛に「文化的景観としての皇居外苑の再生に関する提言」を送付した（30～31頁）。その提言書を示すとともに、参考資料として、皇居外苑に関する現状資料、歴史資料、提案プラン等を掲げる（図1～7、写真1）。

ICOMOS Proposal 2018

1. Kokyo Gaien National Garden is situated in front of Imperial Palace, and designated as Special Historic Site, Edo Castle. It should be clearly understood as Cultural Landscape which had been succeeded from generation to generation. Since this garden will be used as the important site of the Olympic and Paralympic Games in 2020, the restoration should be considered based on the historical characteristics of this site.
2. Especially, the improvement of Uchibori-dori, which is cutting Kokyo Gaien National Garden into two parts, is the crucial issue. Various alternatives, which have possibilities of the implementation, should be considered, such as the exchange line between Uchibori-dori and bus line of National Garden.
3. For considering the future of this site, such as, "The Committee of Kokyo Gaien National Garden" should be set up in collaboration with Min. of

Environment, Imperial Household Agency, Min. of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Tokyo Metropolitan Government, Chiyoda Ward, NPO of surrounding this area.

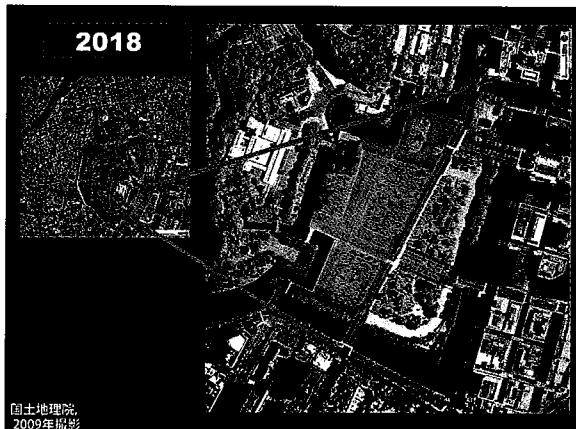


図1 皇居外苑位置図

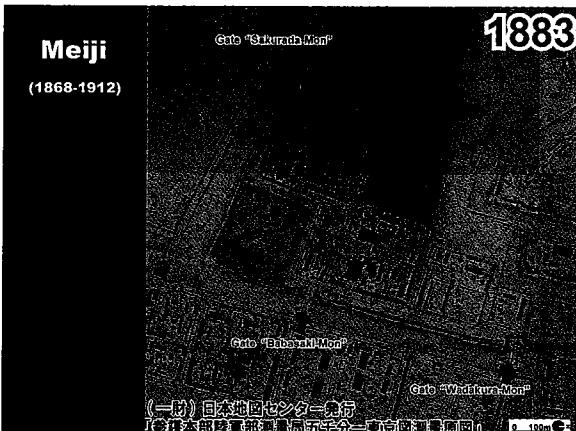


図2 皇城周囲 (1883年)

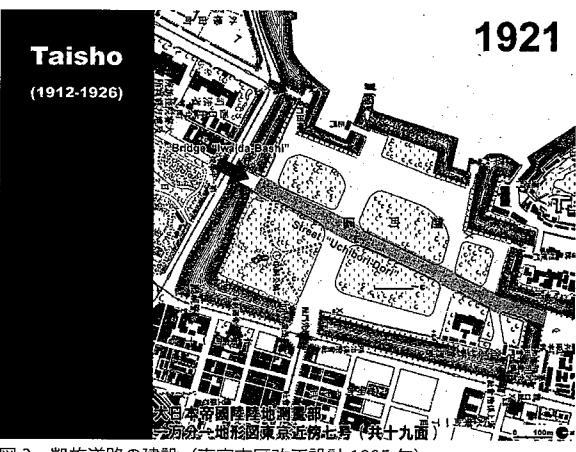


図3 凱旋道路の建設 (東京市区改正設計 1905年)

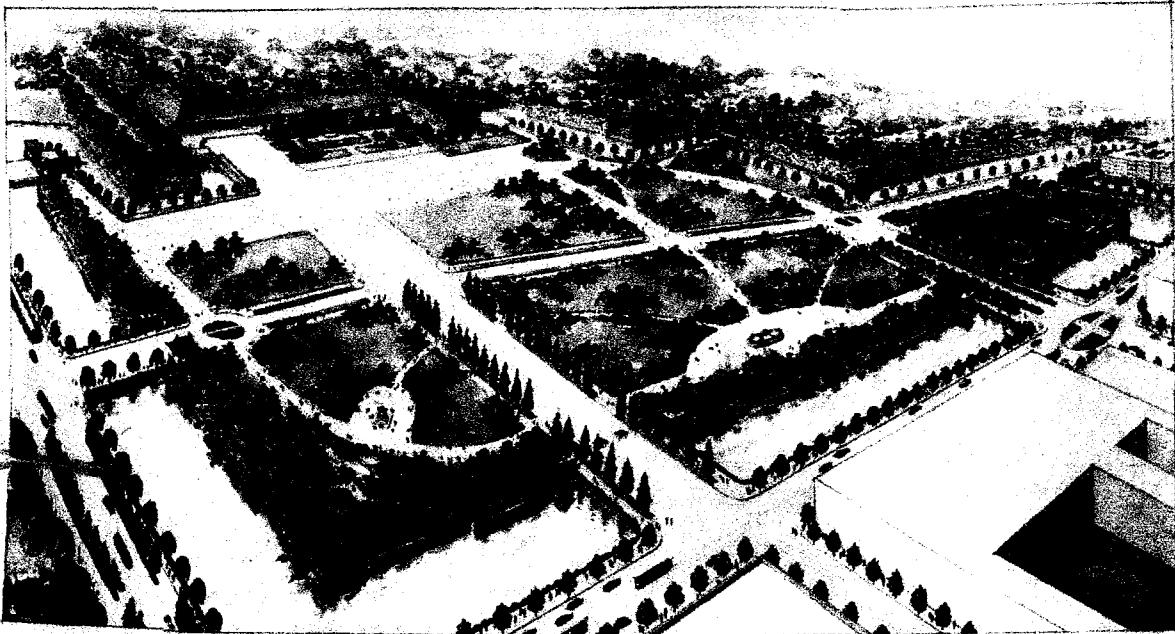


図4 Imperial 2600 year Project (1939) 紀元二千六百年記念宮城外苑整備事業（公益財団法人東京都公園協会所蔵）



写真1 皇居外苑（2018年）

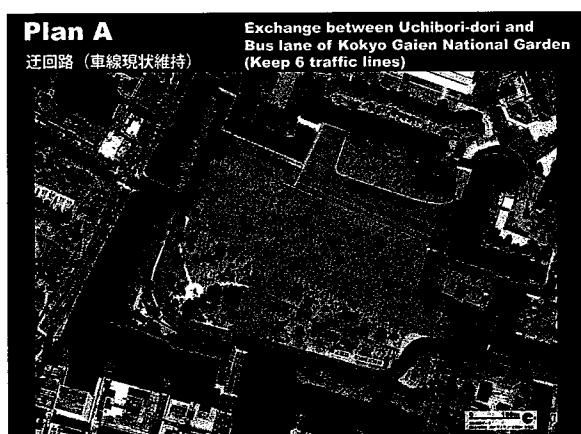


図5 皇居外苑再生案：迂回路（車線現状維持）



図6 皇居外苑再生案：迂回路（車線減少）



図7 皇居外苑再生案：道路を覆蓋化し緑化



〒101-0003

東京都千代田区一ツ橋 2-5・5・13F

株式会社文化財保存計画協会 気付

日本イコモス国内委員会

Tel/Fax: 03-3261-5303

E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

2018年2月20日

環境大臣 中川雅治様
文化庁長官 宮田亮平様
東京都知事 小池百合子様

文化的景観としての皇居外苑の再生に関する提言

日本イコモス国内委員会委員長 西村幸次
第18小委員会(文化的景観)主査 遠藤和也

文化的景観(Cultural landscape)は、人間と自然との相互作用によって歴史的に形成され生み出された、人類共通の文化的資産として国際的に認められています。日本の首都東京を代表する広場である「皇居外苑」もその一つといえます。皇居外苑は、特別史跡江戸城跡に位置し、現在は環境省の所管する国民公園として公開され、多くの人々に親しまれています。

ふりかえるとこの区域は、江戸時代には、老中若年寄などの役屋敷地として使われていました。明治期には新政府の用地となり、風致の向上のため 1889(明治 22)年頃よりクロマツが植栽されるようになりました。その後、宮殿の造営に伴い建築物は一掃され、現在の景観の原形が創り出されました。

この景観が大きく変化したのは、1904(明治 37)年の日露戦争時、祝賀行列が馬場先門を入ろうとしたとき、多数の人びとが押し寄せ、死傷者が出るという惨事がおきたため、中央部に新しく通称凱旋道路が建設されたことに起因します。この道路は、1905(明治 38)年に、市区改正新設計の第一等道路第一類として整備されました。一方で、風致向上の努力は嘗々として実施され、1922(大正 11)年の記録では、樹木総数 2128 本でクロマツを主木とし、白砂青松を想起させる廣々とした園地がつくりだされました。堤体にはエノキ、ムクノキ、シイなどが植栽され、静謐な環境が形成されてきました。

しかしながら、中央部に建設された道路が外苑空間を分断し、景観を阻害していることは当時より大きな問題となっていました。1939(昭和 14)年には東京市が組織委員会を立ち上げ、「宮城外苑広場地下道化計画」を取りまとめましたが、時局柄立ち消えとなりました。1964(昭和 39)年のオリンピック開催時にも、東京都を中心とし道路地下化の検討が行われましたが実現には至らず、約 1 世紀の時が流れました。

この間、昭和 30 年代には、自動車の排気ガスによりクロマツの枯死が相次ぎ、植生構造も変化を遂げながら今日に至っています。現在、東京駅から皇居外苑に至る行幸通りの歩行者道路とし



ての整備が行われつつあり、また、千代田区都市計画マスター・プランにおいても、「内堀通りの地下化」が掲げられています。今や自動車優先の都市構造から、文化、自然、人間を尊重する都市への転換が進んでおり、国民・都民・区民に親しまれ、また国際的にも評価されるような都市空間形成が望まれています。

このような社会的動向を踏まえて、特別史跡江戸城跡に位置し皇居の森や濠と一体となった国民公園である「皇居外苑」は、近代が生み出した優れた文化的景観として再生される必要がある、と考えています。

以上の経緯を踏まえ、日本イコモス国内委員会は、ここに以下の提言を行うものです。

提言1:特別史跡江戸城跡に位置し、皇居の森や濠と一体となった国民公園として広く親しまれている「皇居外苑」は、時代の変遷の中で継承されてきた極めて重要な文化的景観です。東京は2020(平成32)年に開催されるオリンピック・パラリンピックの舞台ともなることから、国、東京都は、これを契機として、皇居外苑の保全・再生を行なうべきです。

提言2:なかでも、自動車交通により「皇居外苑」を分断している内堀通り道路については分断を解消する一つの方策として、皇居外苑バスレーンとの交換など、実現可能案から検討を速やかに開始すべきです。

提言3:これらを協議し実現の道を検討するために、国、東京都は、千代田区、周辺地区まちづくり協議会等をも包含する、例えば「皇居外苑および周辺まちづくり検討会議」のような場をたちあげるべきです。

(以上)

《お問合せ先》

中央大学理工学部人間総合理工学科 石川 幹子 〒112-855 東京都文京区春日1-13-27 TEL・FAX: 03-3817-7268 E-mail: ishikawa.27w@g.chuo-u.ac.jp

イコモス「リコンストラクション」ワーキンググループ活動報告：被災した文化遺産の復興を考える

マルティネス アレハンドロ

近年多発している人為および自然災害による文化遺産の破壊に対応すべく、イコモスは2016年にポストトラウマ状況における世界遺産のリコンストラクションのためのガイダンスドキュメントを策定し、さらに文化遺産リコンストラクションの参考事例集を作成する目的で2017年にワーキンググループを設立し（主査：河野俊行会長）、現在事例の収集が進められている（www.icomos.org/en/focus/reconstruction）。

ワーキンググループでは、モデルケーススタディとして、エルサレム・ダマスカス門地域、サラエヴォ旧市街、カスピ・ブガンド歴代国王墓、チリ・バルパライソ旧市街、ヴェンゾーネ教会、そして日本からは東日本大震災で被害を受けた伝統的建造物群保存地区および文化財建造物の災害復旧事業の事例が紹介された。このうち、特にヴェンゾーネ教会と日本の文化財建造物の復旧において、事業の原理や方針について、多くの共通点を確認することができた。

イタリア北東部のフリウーリ地方に所在するヴェンゾーネ教会は、1976年5月と9月に発生した2回の地震によって被害を受け、壁の一部を残してほぼ全倒壊した。当時、イタリアの行政や学界では文化遺産の再建に反対する意見が主流であった。しかし、独特の言語と地域文化を有するフリウーリ地方では、本建物はアイデンティティーの一種の象徴になっていたため、地域社会が再建を強く望んでいた。文化遺産としての価値を最大限に保つ再建を実現するために、9,000個もあった崩れ落ちた石材を一個一個調査し、痕跡から元の位置を推定した上で地面に並び置き、壁の仮の再建が行われた。このことにより、精度の高い再建が可能であることが証明され、再建することが認められた。20年をかけて実施された再建事業では、再利用に耐える石材が元の位置に据え直

され、補足の新材には古材と異なる仕上げを施した石材が使用された。また、壁の変形などの地震の痕跡を意図的に残し、建物があえて災害前と異なる姿に完成された。

すなわち、ヴェンゾーネ教会の再建では日本の文化財建造物の災害復旧事業と同様に、古材を最大限に再利用するだけではなく、綿密な調査を重ねることによって古材の原位置を特定し、元の部材を元の位置に据え直すことが中心的な原則になっていることが判る。このような原則を実現するためには、災害以前に建物の詳細な記録が作成されており、災害直後から古材の再利用を想定した緊急対策が行われるとともに、高度な調査技術を持つ技術者が事業に係ることが必要な前提条件になる。さらに、復旧事業に必要な補足材を確保し、加工するためには、伝統的な材料が入手可能な状況にあるとともに、伝統的な技術を持った職人が存在することが不可欠である。一方、ヴェンゾーネ教会の場合には、建物の歴史の一部として災害の痕跡が再建後でも意図的に維持されたことが、日本の文化財建造物の災害復旧方針との相違点として指摘できる。

今後、より多くのケーススタディを集め、比較分析を重ねることによって、被災した文化遺産の復興のタスクに直面した専門家の参考になる先例集を作成していきたい。

UNITAR Hiroshima世界遺産研修 2018 —持続可能な開発と世界遺産

内藤秋枝ユミイザベル

2018年3月19日から23日まで、広島と宮島でUNITAR Hiroshima — World Heritage Training Series 2018 Alumni Roundtableが開催された。ラウンドテーブルにはイラク・インド・オーストラリア・フィリピン・シンガポール・南アフリカ・ネパール・ニュージーランド・日本から自然遺産・文化遺産・複合遺産に係る9人の過去研修参加者が集まり、Leticia



Leitao 氏と Duncan Marshall 氏がリソースパーソンとして進行役を務めた。

「世界遺産」をテーマにしたこのワークショップには、初回の 2003 年から 2016 年までアジアを中心 に 60ヶ国から延べ 400 人程が参加している。その間、取り上げられたテーマは、世界遺産の保存やマネージメントのベストプラクティス、効率的な推薦書の準備と作成作業に必要な知識やスキルなど、時の課題に合わせて推移してきた。UNESCO 世界遺産センターおよび IUCN・ICOMOS などの諮問機関とのパートナーシップのもとで開催されてきた従来のワークショップは、レクチャー・見学・グループワーク・評価によって構成されていた。今回はラウンドテーブル形式で、リソースパーソンと参加者による発表・ディスカッション・グループワークを中心に展開した。ラウンドテーブルの目的は大きく二つあり、まず 2016 年まで開催された一連のワークショップの成果を評価したうえで今後の同シリーズワークショップの在り方を検討すること、次いで、近年各地・各分野において取り上げられている Sustainable Development (持続可能な開発) および Sustainable Development Goals (SDGs 持続可能な開発目標) と世界遺産の接点について議論することだった。

前半のワークショップ評価で取り上げたのは、ワークショップの焦点 (Focus)、構成と内容 (Structure & Contents)、参加者とリソースパーソン (Participants & Resource persons)、ロジスティクスなどの各テーマ。研修を通して学び得たこと、その後の実地経験で活用したこと、それぞれ異なる場所



写真 ワークショップの参加者が掲げる、17 の SDGs

や立場で世界遺産に関係している参加者たちの体験をベースに、ワークショップを評価し、将来いつそ う効果的な研修体験につなぐためのディスカッションを重ねた。

ラウンドテーブル後半は Sustainable Development, Sustainable Development Goals (SDGs) and World Heritage について議論した。持続可能な開発と SDGs は、世界遺産に登録されているサイトの保存とマネージメントに具体的にどのようにつながっているか、どのように反映できるのか。それぞれの携わっている世界遺産の事例を通して検討し、3つのケーススタディを中心にグループワークを行った。Heritage (特に文化遺産) と SDG に関しては、一般的には SDG11: to "make our cities inclusive, safe, resilient and sustainable" の下に設定されている Target 11.4 : "Strengthen efforts to protect and safeguard the world's cultural and natural heritage" が直接のつながりを持っていることで挙げられる。今回のラウンドテーブルにおいては、より広いとらえ方の下で SDG の 1 から 17 まですべてを通して登録資産を改めて検討した。その結果、大多数の SDG が何らかの形で保存・マネージメントに影響していることがはっきりしてきた。サイトの特徴・状況によつて、どの SDG が核心的なものになるか相違点はあるものの、SDG は世界遺産マネージメントの戦略構築に役立つ。それだけでなく、SDG の項目検討を通して、世界遺産の保存と活用が直接的かつ具体的に地域の発展に貢献する姿を描くことができる。ここに、世界遺産が単純に消費される「観光商品」にとどまらないようにする方法が垣間見えた。世界遺産の保存をより広い範囲の地域開発に位置づけるため、保存と活用の戦略をたてるなかで、SDGs が有効なツールとして使えるのではないだろうか。

筆者が提案した日本の事例「石見銀山の文化的景観」は、グループワークのケーススタディの一つに選ばれた。この事例を通して日本の世界遺産が抱える課題のいくつかに焦点を当てることができ、日本における世界遺産の保存・マネージメント・情報発信のありかたについて改めて振り返る機会になった。

今後もこの議論の成果を活かして、世界遺産の保存・マネージメント・活用・観光の課題に取り組むうえで、参考にしたい。

今回のラウンドテーブルを通じて思ったのは、ワークショップ参加者と「日本」の関わりを強化したい、ということである。日本からの参加者を増やすことはもちろんのこと、各国からの参加者との情報交換を活発にできるネットワークづくりにも取り組みたいと思った。世界遺産の登録・保存・活用に関わっている自治体の関係者をはじめ、より広い範囲で世界遺産に係る各業種・関係者も参加できるようなプログラムになってほしい。

ラウンドテーブル参加者がそろって指摘したのは、同窓生の間で情報交換できるプラットフォームが求められていること。世界遺産の保存と活用を通して得られた経験を、それぞれが直面する課題を解決するために活用できないか。各分野を横断するネットワークをつくりたい。

世界遺産と地域の持続可能な開発、世界的な情報と協力のネットワーク。いまいちど原点に戻って、ワークショップシリーズ創設者 Nassrine Azimi 氏は、この研修を広島で開催することの意味を力説する。「平和を願う」世界遺産が二つある Hiroshima は、世界遺産のもつ稀なパワーとメッセージを世界に発信することができる格好の場所である。その広島で世界遺産について考えた一人一人が、自らの国と現場に帰って、世界遺産による平和構築のメッセージを世界に伝えていくのだと。



前野まさる 画

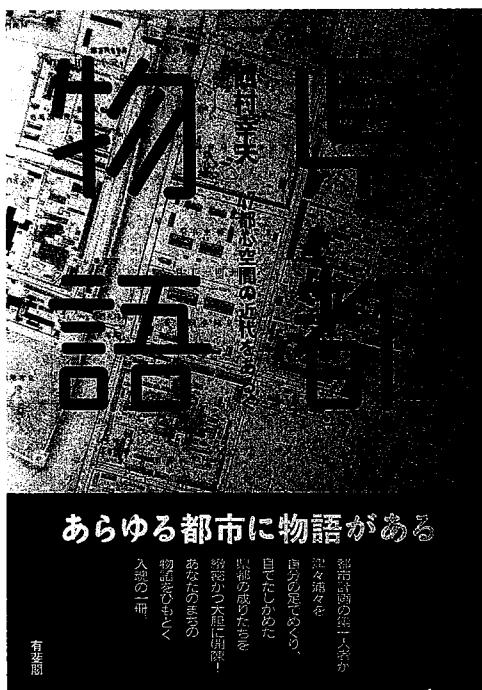


自著を語る

◆西村幸夫 著

『県都物語—47都心空間の近代をあるく』

有斐閣、2018年3月、3,600円+税



2018年3月に『県都物語—47都心空間の近代をあるく』（有斐閣）を出版することができました。発行日の3月15日は私の東京大学での最終講義の前日にあたります。つまり、最終講義に間に合わせるように書き下ろしで執筆した本でした。2010年度に有斐閣のPR誌である『書斎の窓』に連載した「都心力散歩10ルート」というシリーズで発想を得て、これを47すべての都道府県所在都市の都心部にひろげ、かつ、各章の分量を多くすることによって一冊の本としたものです。

本書の序論やあとがきにも書きましたが、都市を一冊の書物と見立てて、その成り立ちを歩きながら、また市史や写真集、さらには県立図書館等に所蔵されている多くの郷土資料をもとに読み解いていくこととの面白さを伝えたい、ひいては都市そのものに正面から向き合うことのスリリングな楽しみを伝えたいということが純粋な執筆の動機でした。

いずれの県都もこれまでに訪れたことはなくはなかったのですが、あらためて予備知識を仕入れて歩きなおしてみると、これがじつに興味深いものでした。

たとえば、福島市を例にしてみましょう。

福島県というと地理的にも経済的にもさらには文化的にも浜通りと中通り、会津に分かれています。それぞれ磐城や相馬、郡山や二本松、会津若松や喜多方といった個性のある中心都市があるので、福島市の印象はそれほど強くないものです。しかし、都市の形成史を知って、福島のまちを歩くと、この都市がいかに巧妙に近代化を成し遂げてきたかがよくわかります。奥州街道の屈曲をうまく利用して、クラシックのすこし先に県庁舎や駅舎を配置し、広幅員の道路はすべて奥州街道と並行してひとつ裏側に配して、近世と近代をうまく両立させているのです。おまけに戦災に遭わなかつたため、こうした都市づくりの意図が現在もよくわかるかたちで残されています。

城下町としての福島の近代化ということを考えても、かつてのお城の位置に明治のはじめから県庁舎が立地し、現在も阿武隈川を背に統治のシンボルが立ち続けていることがわかります。県庁舎がかつてのお城の位置にいまも建っているのは、福島のほか、前橋、福井、佐賀の県都に限られます。大半の県都は、当初は県庁舎を城内に置いていたとしても、その後にほかの場所に移しているからです。県庁舎をお城の中に維持しつづけたこと自体にもその都市なりの固有の物語があるのです。

ただし、執筆にはそれなりの困難がありました。退職前までに刊行することを目標としていたので、物理的なタイムリミットがあったこと（これは別にまもらなくてもいいことではあるのですが、私自身、退職後に新しいことを始めるためには、本の出版という懸案を解決しておきたかったということもあります）、47の都市を実際に踏査して、みずから写真を撮影し、資料収集をしなければならないのですが、その時間を確保することがむずかしかったこと（これは各種出張の合間を利用しました）、市史や郷土

資料では読み切れないような具体的な土地にまつわる物語をつかみ取ることに苦労したこと（空間に落ちない歴史記述がいざれの資料でも膨大なため）などです。

ただ、最近では「ブラタモリ」好きも増えてきたようで、こうしたまちの見方にも関心を持ってくれる読者が少なくないことには元気づけられました。

実際に県都をずいぶん歩いた者としてもうひとつ実感として、それぞれの県都は個性的で、じつに多様だということでした。日本の都市は、各種の災害に数多く遭っていることもあります、残されている歴史的建造物はそれほど多くはないので、どこの都市も似たり寄ったりの風景となっているように思われがちですが、都市の立地や都市構造にまで立ち入ってその姿を振り返ると、そこには厳然とした個性が存在するということでした。その個性をうまく伝えたいという気持ちからB5判で330頁を超す、というやや大型の本となってしまいました（おまけに3,600円という定価も…）。

都市が有する個性を手がかりにこれからそれぞれの都市がどちら向きの努力をしていけばいいのかの指針を得たいと考えているところです。

新入会員の声

【個人会員】

北村 美和子

角川書店写真部勤務後、フリーカメラマンとして日本航空「翼の王国」、ダイナースクラブ会員誌、ナショナルジオグラフィック日本語版などでお仕事をさせていただいておりました。東日本大震災後ボランティア活動を行い、復興に関わりたいと考えロンドン大学LSE,SOASで学びSOASでマスターを取得いたしました。その後東北大学工学部災害科学国際研究所において現在災害アーカイブの研究をしております。国際的な視野でアーカイブの研究を続けたいと思っています。日本イコモスの様な国際的な機関でアーカイブについての見識を深めていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願ひいたします。

ジラルデッリ 青木 美由紀

イスタンブルを拠点に活動する日本人美術史家。研究対象は建築・美術・工芸。国際舞台、とくに中東における日本の文化的プレゼンテーション、中東における日本のプレゼンスに関心がある。在外日本美術工芸品の調査に携わっている関係から、保存、非西欧圏の文化・文化財政策にも関心がある。

関澤 愛

もともとは建築・都市防災が専門であるが、後藤治先生に誘われ、文化財建造物の防災に参加するようになって、大変興味を抱くようになった。イコモスへの入会は、ある会合で大学の先輩である苅谷勇雅さんと偶然出会い、イコモスの入会を勧められたことがきっかけである。少しでも、文化財防災を通じてお役に立てればと思っている。

藤田 康仁

長年取り組んできたカフカース地域の中世キリスト教建築をはじめとした歴史建築の調査研究に加え、



近年では歴史的町並みの保存と活用のありかたについても研究を進めている。本委員会の活動を通じて、国内外の歴史的建造物や歴史的町並みにまつわる最新の知見や実践に触れながら、生きられた歴史的環境の持続に貢献すべく、会員の方々とともに考察を深めていきたい。

山本 大輔

島根県庁周辺には'50～'70年代にかけて建設されたモダニズム建築群（日本建築学会賞受賞）が現存しており、小職はそのうちの初期菊竹清訓作品（県立博物館、図書館、武道館）の耐震改修を担当した。今後、これら建築群の価値を維持しつつ活用を図っていくため、メンバー諸氏と情報交換できればと考えている。

おしらせ

2018年次総会・諮問委員会

日程：2018年12月4日（火）～8日（土）

場所：ブエノスアイレス（アルゼンチン）

○シンポジウム

日程：2018年12月7日（金）

場所：ラ・プラタ（ブエノスアイレス近郊）

テーマ：「持続可能性：文化遺産と持続可能な発展」“Sustainability: Cultural Heritage and Sustainable Development”

詳細は、本部HP (<https://www.icomos.org/en/>) をご覧ください。

問い合わせ先：ICOMOS International

E-mail : ADCOM2018-Symposium@icomos.org

事務局日誌

(2018年1月26日～2018年5月11日)



- 1/29 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、伊賀上野まちづくり市民会議に送付。日本イコモス選定 日本の20世紀遺産「伊賀上野城下町の文化的景観」を考える、へ後援名義の使用を承諾した。
- 1/31 富山県世界遺産登録推進事業実行委員会より「世界遺産登録推進シンポジウム2017高山砂防国際シンポジウム—日本固有の防災遺産 高山砂防の防災システムを世界遺産に—」を受領。
- 2/7 熊本市経済観光局文化・スポーツ交流部より「熊本市花畠町別館（旧熊本貯金支局）建築調査報告書」を受領。
- 2/15 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターより「ACCU news No.404」を受領。
- 2/16 福山市教育委員会事務局管理部文化財課より「福山市鞆町伝統的建造物群保存対策調査報告書」を受領。
- 2/19 群馬県企画部世界遺産課より平成27,28年度「富岡製糸場と絹産業遺産群」年報を受領。
- ICOMOS Koreaより「The Sanseong Studies Series Vol. 8」を受領。
- 定期会議を実施。日本イコモス国内委員会2018年次第1回拡大理事会の議案について協議した。
- 2/20 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターより「文化遺産ニュースVol.30」を受領。
- 3/3 2018年次第1回拡大理事会を水戸市で開催。
- 3/4 水戸市で意見交換会を実施。
- 3/13 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターより「Training Course on Cultural Heritage Protection in the Asia-Pacific Region 2017 -Preservation and Restoration of Wooden Structures-」「Training Course for Researchers in Charge of Cultural Heritage Protection in Asia and Pacific 2017 -Fuji, Papua New Guinea and Solomon Islands-」「The Workshop 2017 for Protection of Cultural Heritage in Kathmandu, Nepal」「International Conference 2017 "Present Situation and Challenges Regarding Human Resource Development for Cultural Heritage Protection in the Asia-Pacific Region"」「ACCU Nara International Correspondent the Eighteenth and Nineteenth Regular Reports」を受領。
- 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、肥薩線「日本の20世紀遺産20選」選定記念シンポジウム開催実行委員会に送付。祝 肥薩線「日本の20世紀遺産20選」選定記念シンポジウムへ後援名義の使用を承諾した。
- 堀川三郎会員より「町並み保存運動の論理と帰結 小樽運河問題の社会学的分析」を受領。
- 4/5 東京文化財研究所より「TOBUNKEN NEWS 2018 no. 66」を受領。
- 文化財建造物保存修理研究会より「文化財建造物研究—保存と修理—2018 Vol.3」を受領。
- 武庫川女子大学よりトルコ文化研究センターより「Intercultural Understanding Vol.7」を受領。
- 4/11 関西大学国際文化財・文化研究センターより「エジプト学セミナー2017」「関西大学国際文化財・文化研究センター最終成果報告書—国際的な文化遺産の保存・活用に関する総合的研究—」「The Journal of Center for the Global Study of Cultural Heritage and Culture Vol.5 (2017)」を受領。
- 4/13 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、武庫川女子大学に送付。講演会シリーズ「シルクロードの文化と建築」第8回：インド仏教文化とシルクロード—華麗な色彩と匠の技—へ後援名義の使用を承諾した。
- 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、武庫川女子大学に送付。講演会シリーズ「わが国の近代建築の保存と再生」第19回：建築家 伊東忠太の世界へ後援名義の使用を承諾した。
- 東京文化財研究所より「Principles for Conservation and Restoration of Modern Cultural Heritage Properties」を受領。
- 4/27 富山県総合政策局企画調整室より「暴れ川と生きる 河川編」を受領。
- 5/7 文化遺産国際協力センターより「各国の文化財保護法令シリーズ(22)韓国」「世界遺産研究協議会：世界遺産推薦書の評価のプロセスと諮問機関の役割」「考古学的知見から読み取る大陸部東南アジアの古代木造建築—日本における染織文化財の保存—」を受領。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（三浦基裕）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 鴻池組（葛田守弘）

株式会社 プレック研究所（杉尾大地）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（中村 仁）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（青田嘉光）

株式会社 ゴールデン佐渡（浦野成昭）

ANAセールス株式会社（今西一之）

國富株式会社（國富將嗣）

富士急行株式会社（堀内光一郎）

公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館（山本 修）

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター（南 哲行）

群馬県（大澤正明）

株式会社 トータルメディア開発研究所（澤田敏企）

教育遺産世界遺産登録推進協議会（高橋 靖）

（敬称略・順不同）

●日本イコモス国内委員会

【第10期 執行部メンバー】(順不同)

委員長
副委員長

理事

監事

顧問
事務局長

国際イコモス会長

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会 委員長

【幹事】

第四小委員会 / 日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会
第四小委員会
第八小委員会
事務局
法人化
広報
ヤング・プロフェッショナル

西村 幸夫
岡田 保良
刈谷 勇雅
前田 耕作
尼崎 博正
石川 幹子
稻葉 信子
岡村 勝行
岸本 雅敏
土本 俊和
友田 正彦
内藤秋枝ユミイザベル
花里 利一
増井 正哉
益田 兼房
宗田 好史
山田 幸正
山名 善之
崎谷 康文
赤坂 信
前野 まさる
矢野 和之
河野 俊行
刈谷 勇雅
藤岡 麻理子
山内 奈美子
森 朋子
館崎 麻衣子
尾谷 恒治
狩野 朋子
山田 大樹

【小委員会主査】

第1小委員会(憲章)
第4小委員会(世界遺産)
第6小委員会(鞆の浦)
第7小委員会(観光と交通問題)
第8小委員会(バッファゾーン)
第9小委員会(朝鮮通信使)
第10小委員会(彩色)
第11小委員会(歴史的都市マスタープラン)
第12小委員会(技術遺産)
第13小委員会(眺望及びセッティング)
第14小委員会(20世紀建築)
第15小委員会(水中文化遺産)
第16小委員会(コンサベーションアーキテクト)
第17小委員会(遺産保全のための地盤および基礎)
第18小委員会(文化的景観)
第19小委員会(リコンストラクション)
第20小委員会(ブルーシールド)
第21小委員会(彦根 IcoFort)

藤井 恵介
岡田 保良
河野 俊行
刈谷 勇雅
崎谷 康文
三宅 理一
窪寺 茂
山崎 正史
伊東 孝
赤坂 信
山名 善之
池田 榮史
矢野 和之
岩崎 好規
石川 幹子
河野 俊行
益田 兼房
三宅 理一

日本イコモスパートナーシップ参加施設

姫路城／仁和寺／彦根城・彦根城博物館／薬師寺／和田家（岐阜県白川村）／毛越寺／巌島神社／国立西洋美術館／二条城／相倉民俗館1号館、相倉民俗館2号館、五箇山民俗館、五箇山塩硝の家（富山県南砺市）／堺市博物館／中尊寺／茅野市尖石縄文考古館／石見銀山世界遺産センター、石見銀山資料館、熊谷家住宅、旧河島家（島根県大田市）／犬山城／舞鶴引揚記念館、舞鶴市立赤れんが博物館／富岡製糸場／太田家住宅（広島県福山市）／松本城

■日本イコモスISCメンバー表

○は、各ISCの日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCLL	○大野 渉・石川 幹子・本中 真
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	○三宅 理一
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一・刈谷 勇雅
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○大貫 美佐子・稻葉 信子・内藤秋枝 ユミイザベル
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAIFI	○河野 俊行・八並 篤
Mural (Wall) Paintings	ISCMP	
Places of Religion and Ritual	PRERICO	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大庭 健之・土岐 憲三
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○石崎 武志・西浦 忠輝
International Training Committee	CIF	○内藤秋枝 ユミイザベル・西村 幸夫・赤坂 信
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○稻葉 信子・福島 緑子
Vernacular Architecture	CIAV	○岩淵 聰文・池田 榮史・木村 淳
Wood	IIWC	○山田 幸正・大野 敏
20th Century Heritage	ISC20C	○土本 俊和・渡邊 保弘
		○豊川 斎赫・山名 善之・田原 幸夫・鰐坂 徹

● ICOMOSとは

ICOMOSは、1964年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて1965年に設立された国際NGOです。第1回総会は1965年6月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2017年5月時点では、参加国は153カ国を数え、会員は10,100人以上にのぼっています。28の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は1972年にブダペストで開かれた第3回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2018年3月現在、会員463名、維持会員18団体、団体会員3団体、学生会員1名によって構成されており、これまでに専門的な調査研究を行う21の小委員会を設置してきました。年次総会のほか、年4回の理事会、研究会などの開催や会報の発行を行っています。



ICOMOS JAPAN INFORMATION

Vol.10, No.10 13 June 2018

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル13階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

Japan ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>